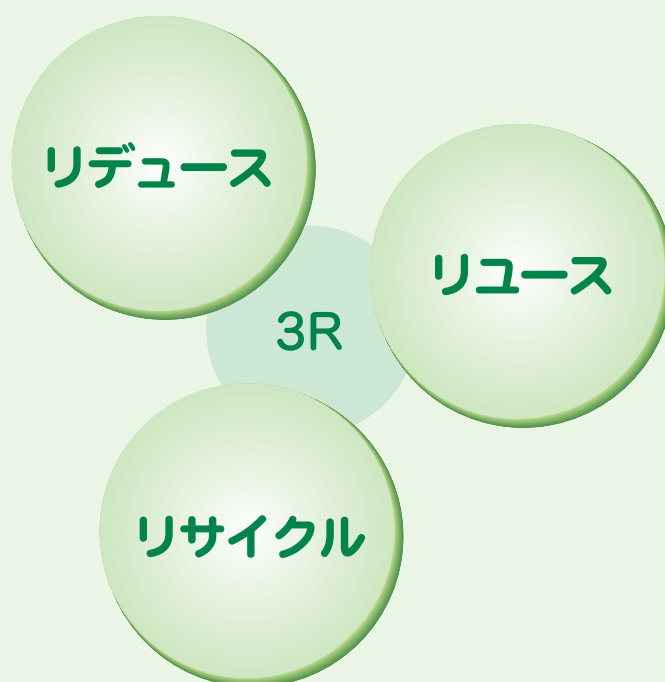

江 別 市

一般廃棄物処理基本計画



平成23年3月

《 目 次 》

第1編 総 論

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の背景と目的	1
2. 計画の性格と位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象範囲	2

第2章 江別市の概況

1. 人口の状況	3
2. 産業の状況	4
3. 財政の状況	5
4. 地域特性	5

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の流れとごみ組成

1. 分別区分と手数料	6
2. 収集・運搬体制	7
3. ごみ処理フロー	7
4. ごみ組成	9

第2節 ごみの排出・処理量の状況

1. ごみ排出量の推移	1 1
2. 中間処理の状況	1 3
3. 再生処理の状況	1 7
4. 最終処分の状況	2 0

第3節 ごみ処理の収支

1. 費用と財源	2 2
2. ごみ処理手数料	2 3

第4節 これまでの取り組み

1. 平成21年度までの市の主な取り組み	2 4
2. 市民・事業者の取り組みと意向	2 8
3. ごみ処理の水準	3 0

第5節 ごみ処理の課題

1. 発生・排出抑制	3 2
2. リサイクル	3 2
3. 適正処理	3 3

4. 社会の変化や市民意向への対応	3 3
5. 経済性と効率性の確保	3 3

第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本目標と基本方針	3 4
2. 計画の目標値	3 5
3. 基本方針に基づく施策	4 1
4. 目標年度におけるごみの発生（処理）量	5 0
5. その他ごみの処理に関し必要な事項	5 1

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題	5 2
第2章 生活排水処理基本計画	5 3

第4編 計画の推進等

1. 計画の進行管理	5 6
2. 情報公開	5 6
3. その他計画の推進に必要な事項	5 6

資料編

廃棄物減量等推進審議会

委員名簿	5 7
審議経過	5 8
市組織機構図	6 0
市民・事業所アンケートグラフ	6 1

第 1 編 総 論

第1編 総論

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の背景と目的

本市では、人口の増加に伴い年々ごみの排出量が増加する中で、平成9年度から平成23年度までの15年間を計画期間とする「ごみ処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。

その後、平成12年6月に天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を目指した循環型社会形成推進基本法が制定され、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分というごみ処理についての優先順位が定められたほか、資源の有効な利用の促進に関する法律や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正、個別リサイクル法の整備等、国の施策として循環型社会形成に向けた法体系が形づくられてきました。

このような中、前計画では燃やせるごみや燃やせないごみの適正処理とともに、平成12年3月には資源物の行政収集を開始するなど、様々な取り組みを進めてきましたが、老朽化した旧ごみ焼却処理施設の更新や排ガス規制の強化に対応した処理能力の向上が必要となったことから、平成14年3月に前計画の見直しを行い、同年12月からは現在の中間処理施設である環境クリーンセンターを稼働、平成16年6月からは新たな最終処分場への埋立てを開始し、同年10月には家庭系ごみの有料化と危険ごみの行政収集を実施するなど、循環型社会の形成を意識した施策を展開してきました。

しかし、その後、増加していた人口も平成18年度を機に減少に転じ、高齢化社会の進行とともに世帯の少人数化も進み、物の購入・消費やごみ排出等における市民ニーズにも変化が表れてきたことから、ごみ減量・リサイクルの推進に向け、前計画やその施策について見直しが必要になってきました。

また、生活排水処理に関しては、平成17年度から平成23年度までの7年間を計画期間とする「生活排水処理基本計画」の下に施策を実施してきましたが、前計画の計画期間との整合を図ることが望ましいと考えられます。

こうしたことから、ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画ともに最終目標年度を1年前倒しし、平成23年度を初年度とする新たな「江別市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を、江別市廃棄物減量等推進審議会への諮問・答申、パブリックコメント*を経て策定したものです。

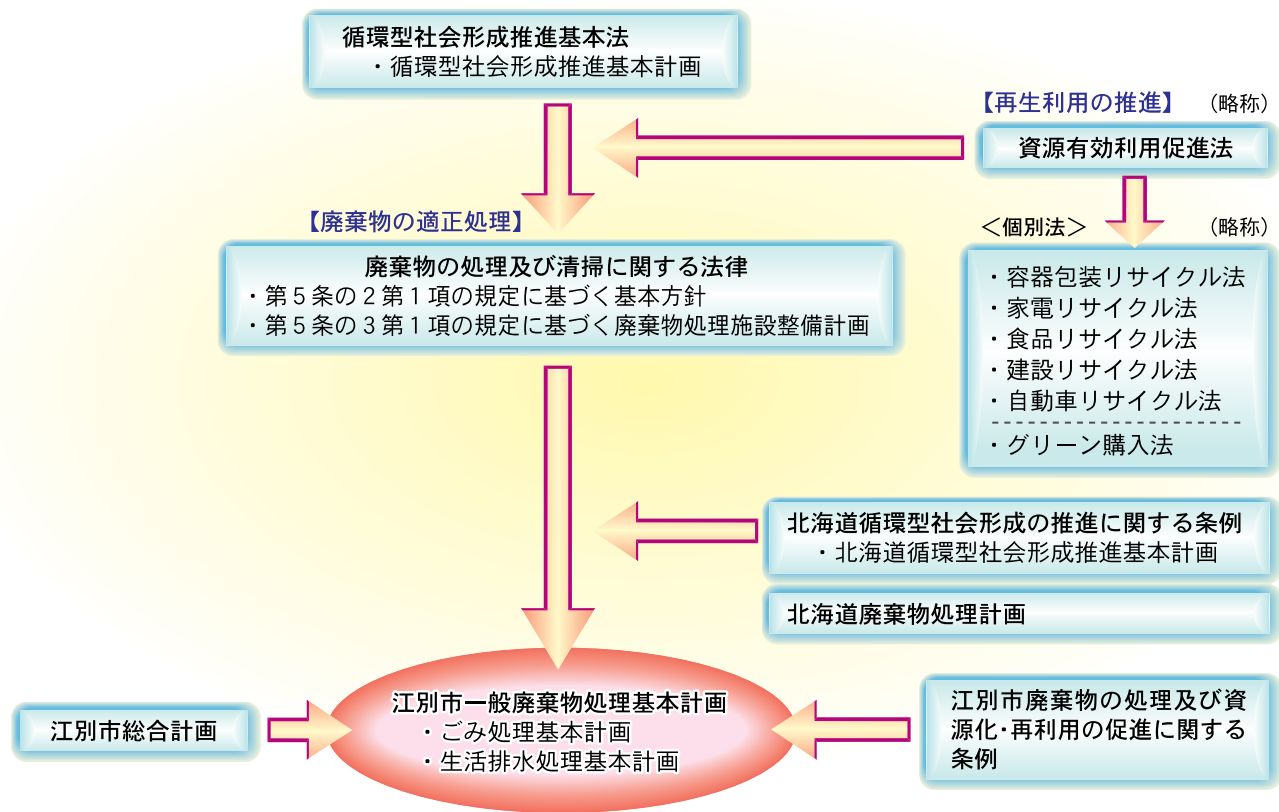
2. 計画の性格と位置付け

本計画は、一般廃棄物の処理を長期的・総合的な視点に立って計画的に推進するための基本となるもので、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

なお、策定に当たっては、循環型社会形成推進基本法等の関係法令を踏まえ、江別市総合計画（第5次）との整合を図っています。

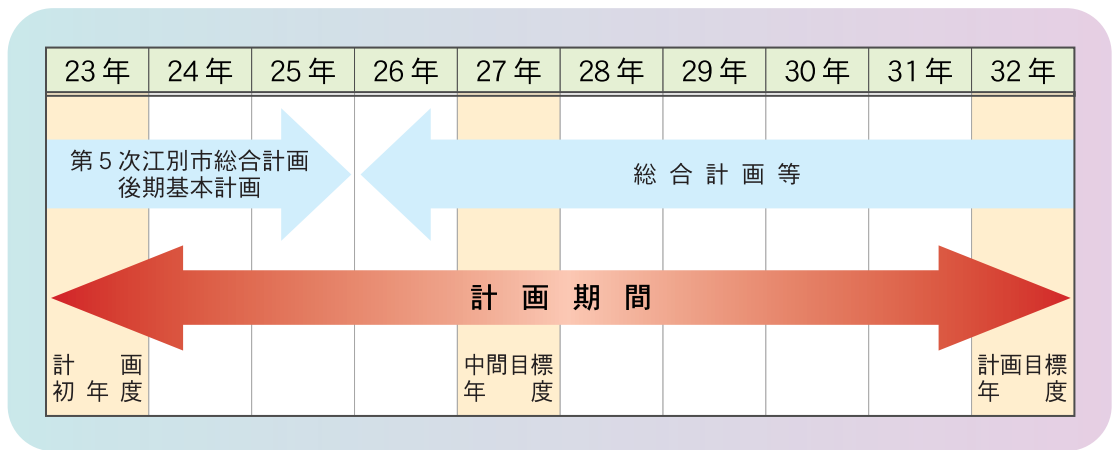
* パブリックコメント：公的な機関が規則、命令などの制定又は計画策定をしようとするときに、広く公に意見などを求める手続

法体系・計画体系図



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、平成27年度を中間目標年度とします。なお、社会動向や法制度の改定など計画策定の前提となる諸条件に変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。



4. 計画の対象範囲

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とし、対象とする廃棄物は廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。

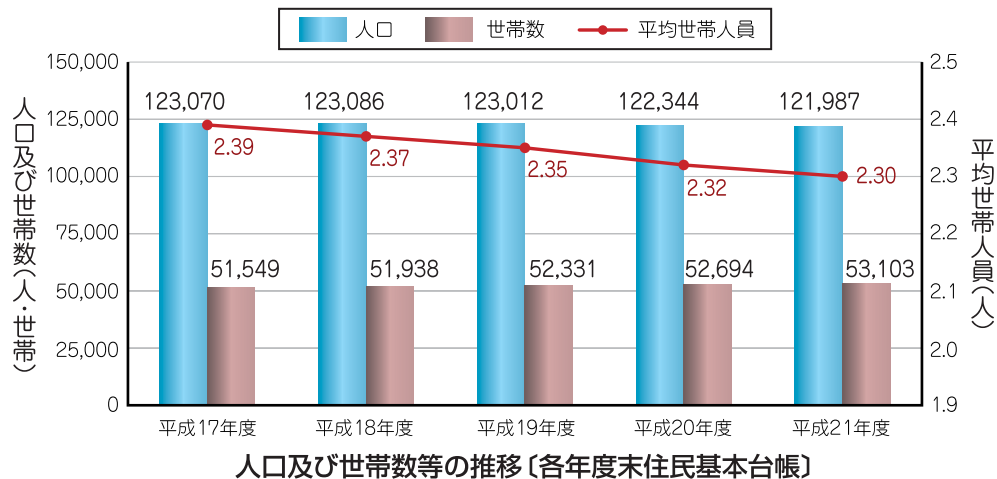
第2章 江別市の概況

1. 人口の状況

(1) 人口及び世帯数の推移

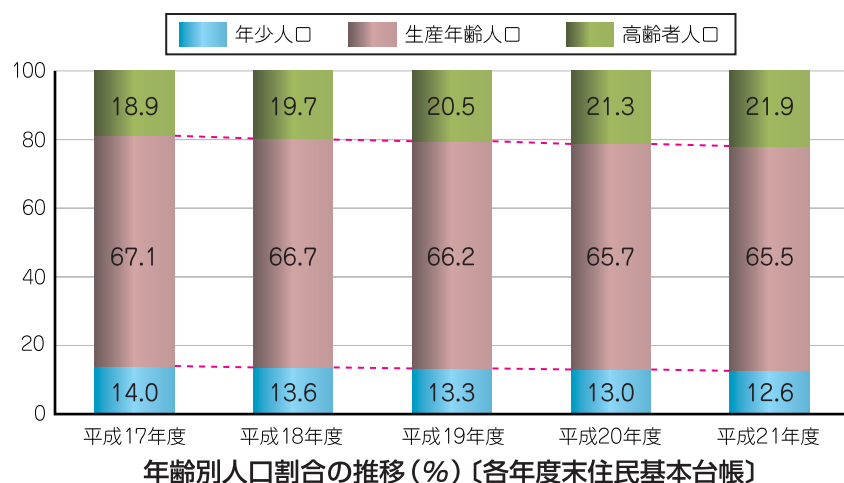
本市の人口は、平成10年に12万人に達し、札幌圏にあってその後も人口増を続けてきましたが、平成18年度からは微減の傾向で推移しています。

一方、世帯数は、わずかながら増加傾向にあります。世帯人員は減少し、世帯の少人数化が見られます。



(2) 年齢別人口の推移

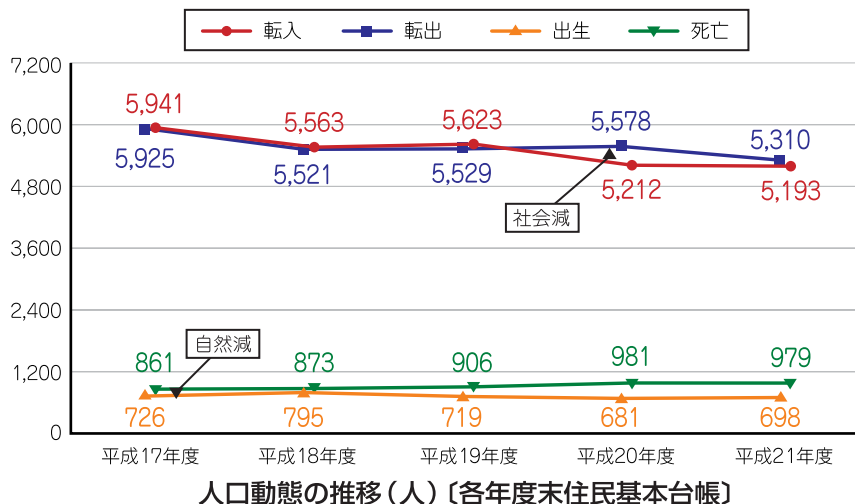
年齢別人口は、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少する一方、高齢者人口（65歳以上）が増加傾向にあり、少子高齢化の進行が見られます。



（３）人口の動態

人口動態は、近年、自然動態では出生より死亡が多い自然減にあり、その差は年々大きくなっています。

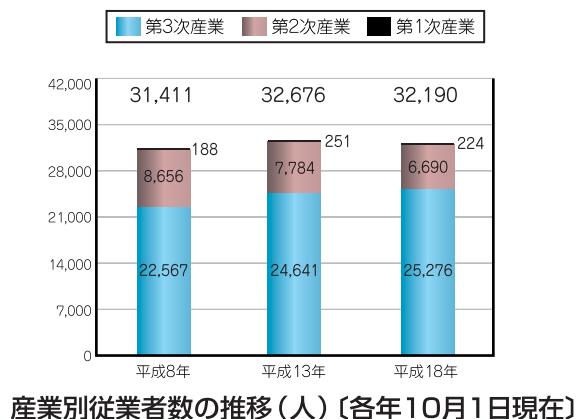
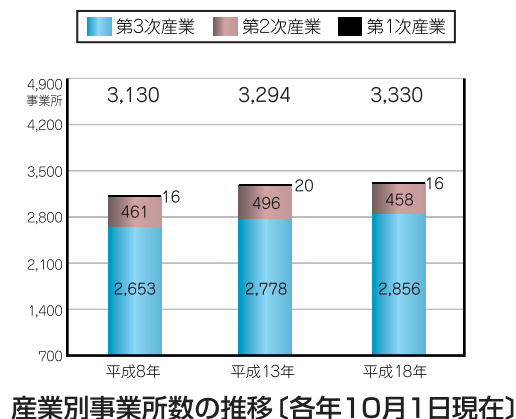
また、社会動態では、平成20年度から転入より転出が多い社会減にあり、両要素により人口減が進んでいます。



2. 産業の状況

事業所・企業統計調査によると、直近の平成18年の産業別事業所数は、平成13年と比較すると増加していますが、従業者数は減少しています。

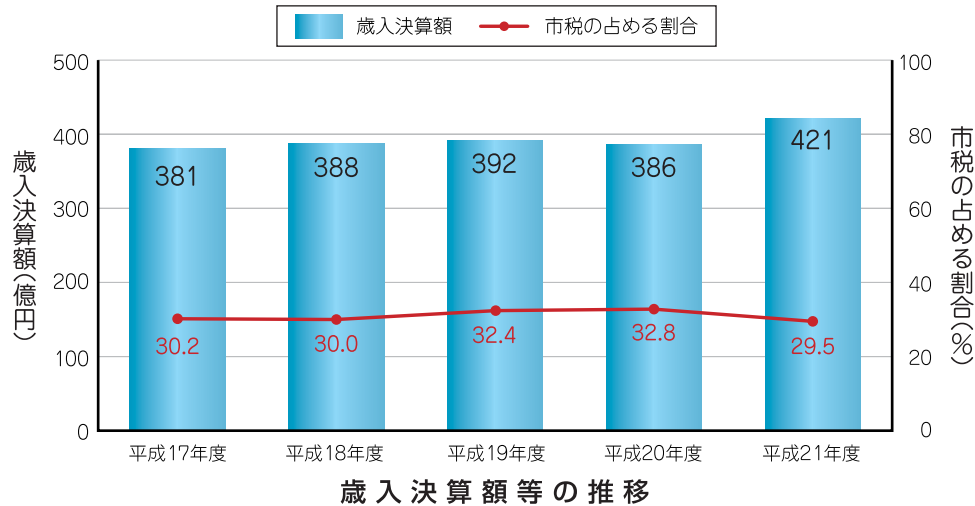
また、平成18年の産業構成比は、第3次産業が約86%、第2次産業が約14%、第1次産業が1%未満と、平成13年と比較すると第3次産業の構成割合が大きくなっています。



3. 財政の状況

本市においても、生産年齢人口が減少傾向を示す中、市税^{*1}等大幅な歳入の増加を期待することは難しい状況にあります。

市税の歳入決算額に占める割合は、3割程度となっています。



4. 地域特性

本市は、札幌市に隣接し、近年はそのベッドタウンとして発展してきました。JRを中心とした交通アクセスの良さから、札幌市ほか市外への通勤・通学者が多く、また、人口の1割を超える学生が市内6校の大学、短大^{*2}に在学し、市外からの通学者も多いことから、昼夜間の人口差や季節的な人口の増減が大きい傾向が見られます。

こうしたことから、街の核たる中心街は形成されづらいものの、市街地の多くは住宅地でもあり、地域では盛んな自治会^{*3}活動が見られるなど、住民と地域との係わりは比較的多い傾向にあります。

*1 市税：市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税など

*2 大学・短大：札幌学院大学、北翔大学・短大、北海道情報大学、酪農学園大学・短大

*3 自治会：163自治会（平成21年現在）

第 2 編 ごみ処理基本計画

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の流れとごみ組成

1. 分別区分と手数料

本市の家庭系ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険ごみの4種類に分別しています。

なお、燃やせるごみ、燃やせないごみは有料収集で、資源物、危険ごみは無料収集です。

分別区分と手数料

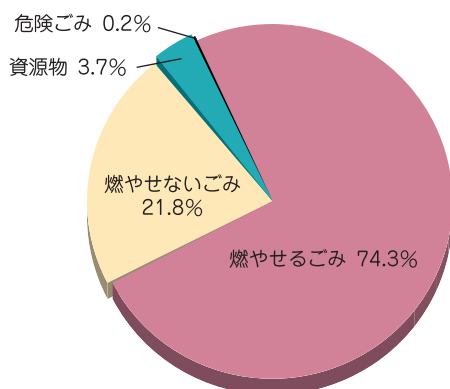
(平成22年9月末現在)

分別区分		主な品目	手数料	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	生ごみ、紙類、プラスチック類(薄い・軟らかいもの)、布類、草・花など	有料	指定ごみ袋 ごみ処理券
	燃やせないごみ	木類(太い・かたまりのもの)、プラスチック類(厚い・かたまりのもの)、ガラス・陶磁器・金属類、小型家具・敷物類、小型家電製品など		
	資源物	ペットボトル、びん・かん、紙パック、白色トレイ	無料	中身が見える袋
	危険ごみ	スプレー缶・ガスカセット缶、乾電池、ガス・オイルライター、蛍光灯、水銀体温計・温度計		

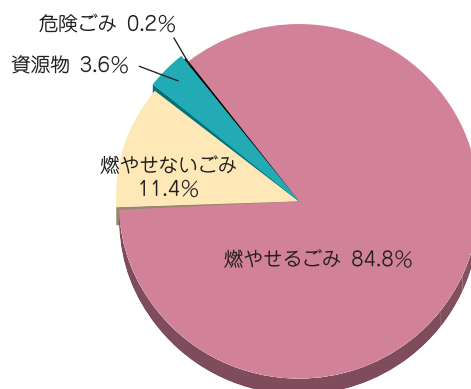
※指定ごみ袋は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、それぞれ10リットル袋(20円)、20リットル袋(40円)、30リットル袋(60円)、40リットル袋(80円)の計4種類。

※ごみ処理券は、長さが1m以内で指定ごみ袋に入らないごみには、80円券・160円券、長さが1mを超え個別に品目を指定するごみには、240円券の3種類。

排出割合は円グラフのとおりですが、平成20年10月の分別区分変更により、その前後で燃やせるごみと燃やせないごみの割合が大きく変わりました。



平成19年度
家庭系ごみ(行政収集分)の区分別構成比



平成21年度
家庭系ごみ(行政収集分)の区分別構成比

一方、事業系ごみは、家庭系ごみと同じく、燃やせるごみ、燃やせないごみに分別するほかは、排出事業者において処理されています。

2. 収集・運搬体制

家庭系ごみの収集は、全て民間事業者へ委託され、分別区分や地区に応じて、週2回から月1回（農村地区は週1回から月2～3回）のステーション収集をしています。

平成21年度末のごみステーション設置数は6,027ヵ所です。

収集・運搬体制

（平成22年9月末現在）

分別区分		収集区域	収集回数	収集車両	車両台数
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	市街地	週2回	パッカー車 平ボディ車	12台
		農村地区	週1回		1台
	燃やせないごみ	市街地	週1回		3台
		農村地区	月2～3回		(1台)
	資源物 ・ 危険ごみ	市街地	月2回 ・ 月1回		3台 ・ 1台
		農村地区	月2回		(1台)

※農村地区は1台で収集

なお、市で収集しない家庭系ごみについては、収集運搬許可業者による収集か、市民自身による施設への直接搬入となり、適正処理困難物^{*}など市の施設で処理ができないものは、収集運搬許可業者や専門業者が収集処理しています。

一方、事業系ごみについては、排出事業者の責任で処理することとなりますが、事業者自ら施設に直接搬入する場合と、収集運搬許可業者に収集を依頼する場合があります。

3. ごみ処理フロー

燃やせるごみ、燃やせないごみは収集後、環境クリーンセンターで中間処理（破碎・熱分解）し、資源物を取り出して資源化業者に売却し、処理残渣は最終処分場に埋め立てます。

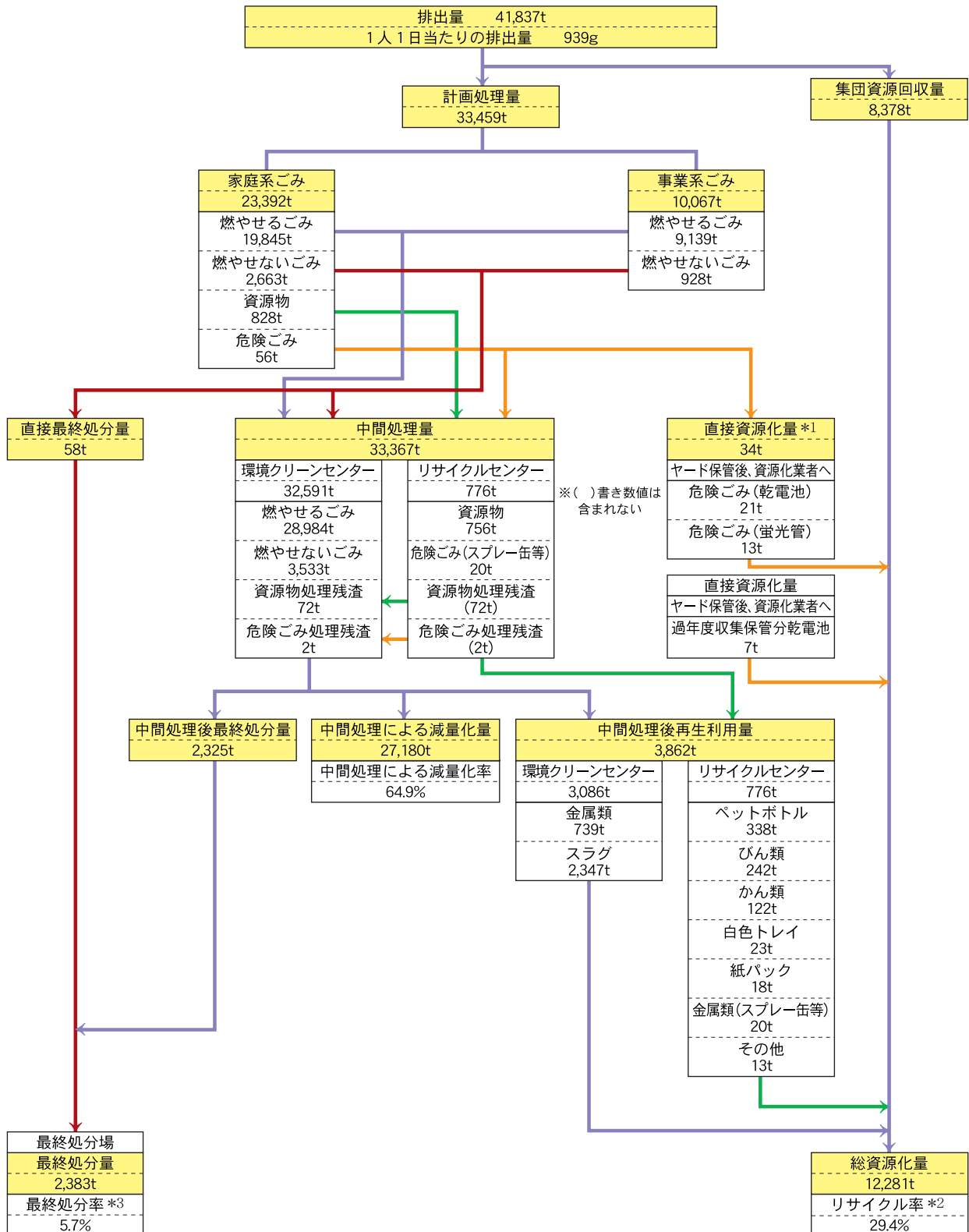
資源物は収集後、リサイクルセンターで中間処理（選別・圧縮・梱包）を行い、資源化業者に売却して資源化しています。

また、危険ごみは収集後、その種類に応じて、リサイクルセンターでの中間処理や再生業者への処理委託により資源化しています。

ごみ処理の詳細は、次ページのフロー図に示すとおりです。

* 適正処理困難物：タイヤ・バッテリー・ガスボンベ類など。

ごみ処理フロー図（平成21年度実績）



*1 直接資源化量：中間処理施設での処理を経ずに再生業者等により処理される量

*2 リサイクル率：総資源化量を排出量で除した値

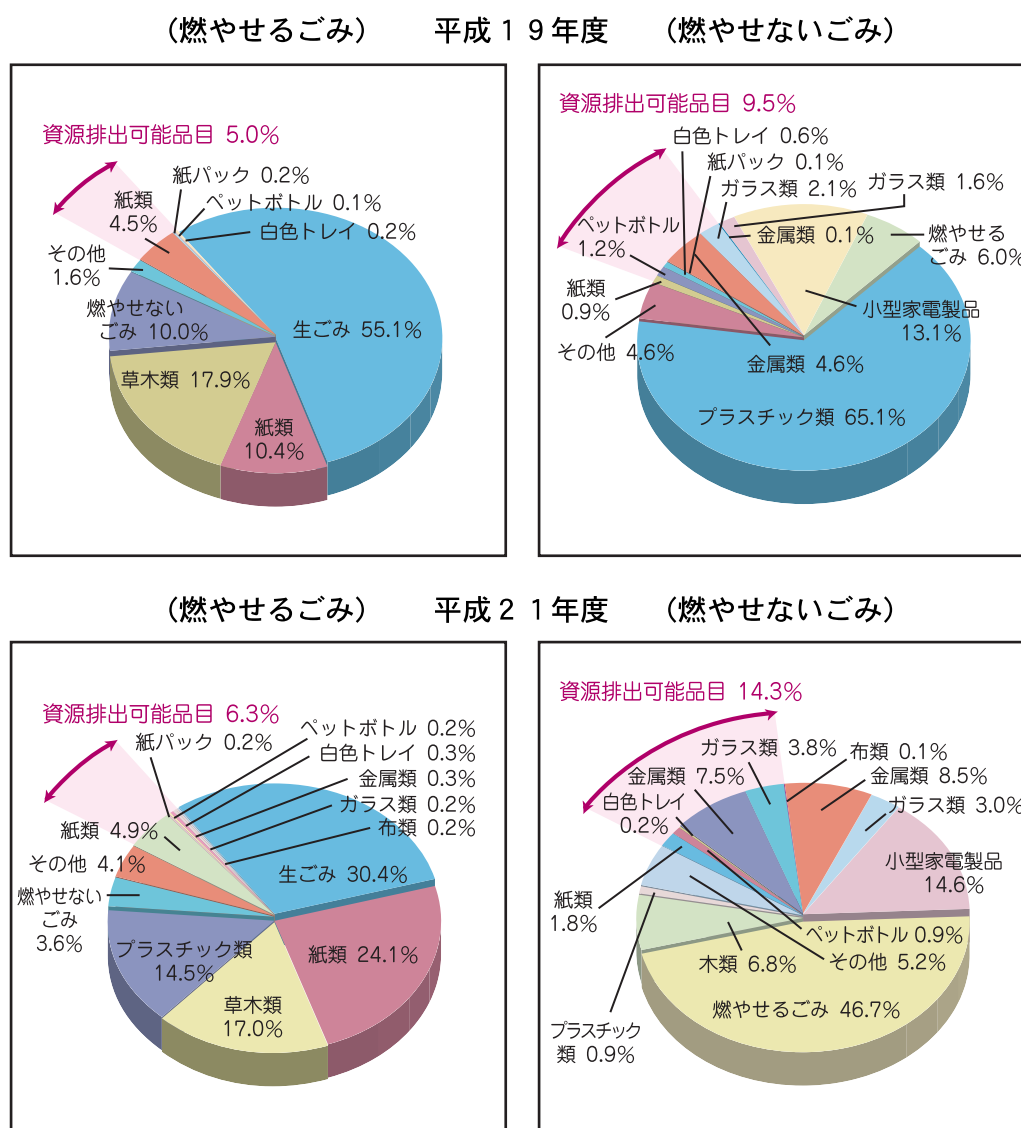
*3 最終処分率：最終処分量を排出量で除した値

4. ごみ組成

ごみ組成については、家庭系ごみは市内4地区のごみステーションからの抽出により、事業系ごみは環境クリーンセンターに搬入した許可業者車両からの抜取りにより、調査を行いました。

調査結果はグラフのとおりですが、平成20年10月にプラスチック類、木類について、燃やせるごみ、燃やせないごみの分別区分変更を行ったことから、変更の前後で組成が大きく変化しています。

【家庭系ごみ】



家庭系ごみ組成分析の実施状況

実施時期 平成21年6月・11月

抽出場所 世帯構成に特徴のある次の市内4地区のごみステーション

単身世帯の多い文京台、新興住宅地の緑ヶ丘、古くからの住宅地の一番町、高齢者世帯の多い大麻高町

検体抽出量 燃やせるごみ1,410kg、燃やせないごみ1,174kg

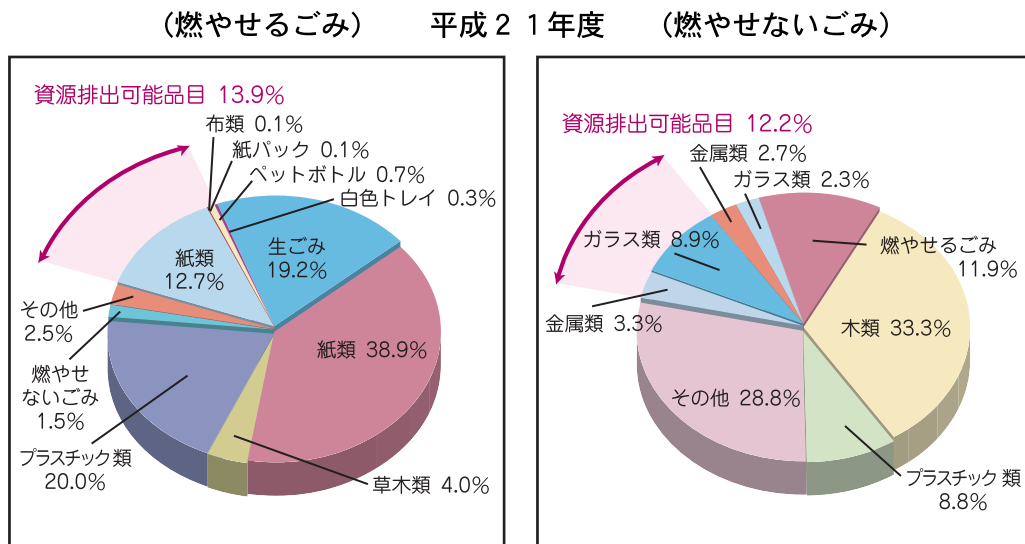
○燃やせるごみの組成

生ごみが最も多く、次いで紙類、草木類が多くを占めています。
 なお、資源として出せるものが6.3%含まれています。

○燃やせないごみの組成

小型家電製品、金属類、ガラス類などのほか、燃やせるごみとして分別すべき軟らかいプラスチック類などが46.7%となっています。
 なお、資源として出せるものが14.3%含まれています。

【事業系ごみ】



○燃やせるごみの組成

生ごみ、紙類、プラスチック類が多くを占めています。
 なお、資源として出せるものが13.9%含まれています。

○燃やせないごみの組成

木類や硬いプラスチック類などのほか、燃やせるごみとして分別すべき軟らかいプラスチック類などが11.9%となっています。
 なお、資源として出せるものが12.2%含まれています。

事業系ごみ組成分析の実施状況

実施時期 平成21年9月

抽出車両 収集運搬許可業者車両8台（環境クリーンセンター搬入分）

検体抽出量 燃やせるごみ1,365kg、燃やせないごみ576kg

第2節 ごみの排出・処理量の状況

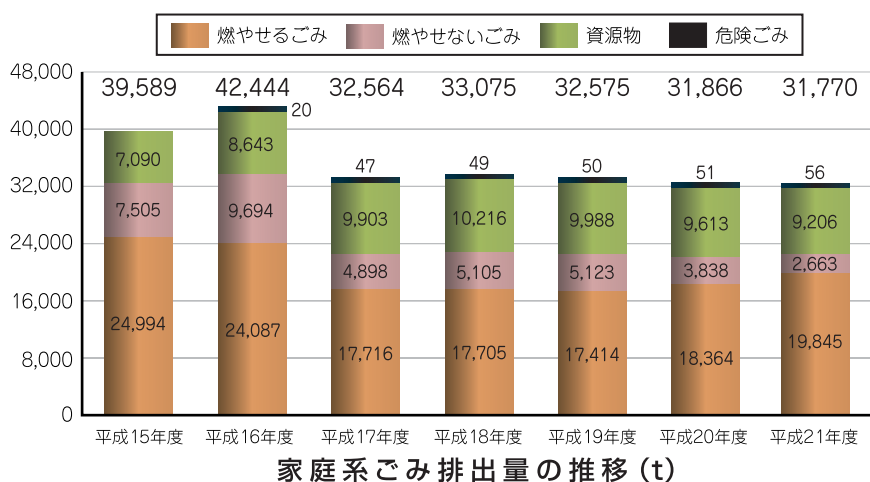
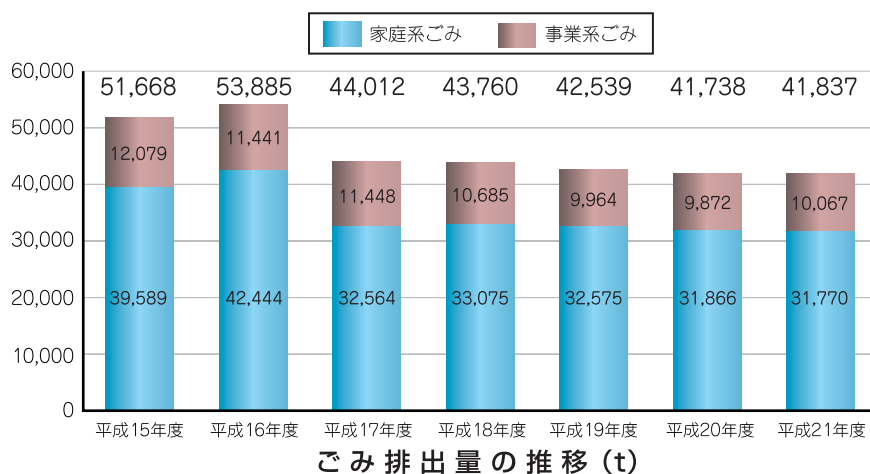
1. ごみ排出量の推移

家庭系ごみ排出量は、平成16年10月の有料化により大幅に減少し、有料化前後（平成15年度と平成17年度）を比較すると、全体で約18%、燃やせるごみ・燃やせないごみについては、約30%減少しました。

一方で、資源物収集（集団資源回収を含む。）は約40%増加し、いずれもその後のレベルをほぼ維持しています。

また、平成15年度以降、減少傾向にある事業系ごみ排出量は、平成21年度に若干増加したものの、この間、約17%減少しています。

この結果、ごみ排出量は、家庭系ごみ有料化後の水準を若干下回るレベルで推移しています。

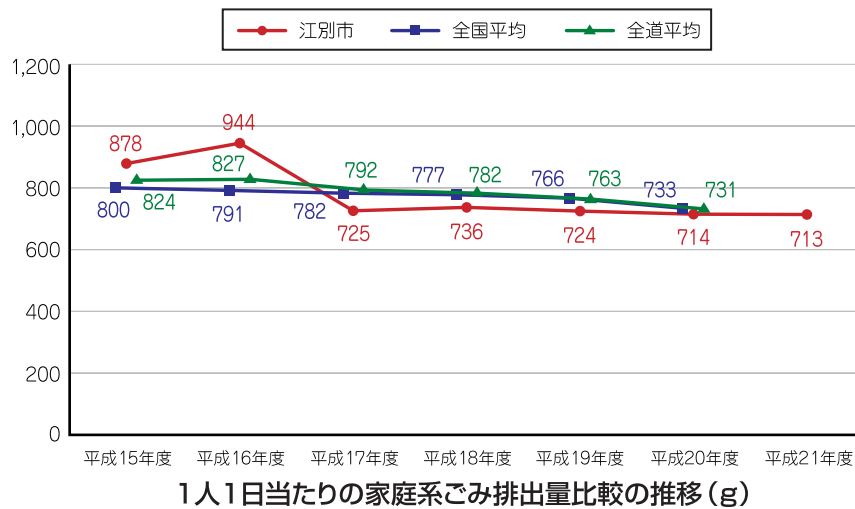
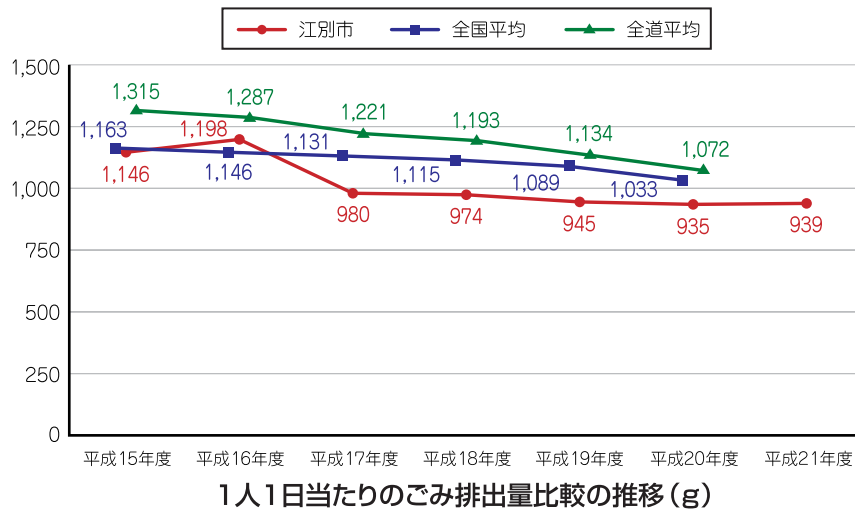


※危険ごみは、平成16年10月から収集開始

※平成20年10月より分別区分（燃やせるごみ・燃やせないごみ）の一部を変更

1人1日当たりのごみ排出量^{*}では、家庭系ごみ有料化後の平成17年度以降も減少し、平成20年度では935gとなり、全国平均1,033g、全道平均1,072gを大きく下回っています。

また、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量でも、平成20年度では714gとなり、全国平均733g、全道平均731gを若干下回っています。



* 1人1日当たりのごみ排出量：ごみの排出量は人口などに大きく影響されることから、1人1日当たりの量を用いることで、他の市町村との比較や将来のごみ量推計などが可能となる。

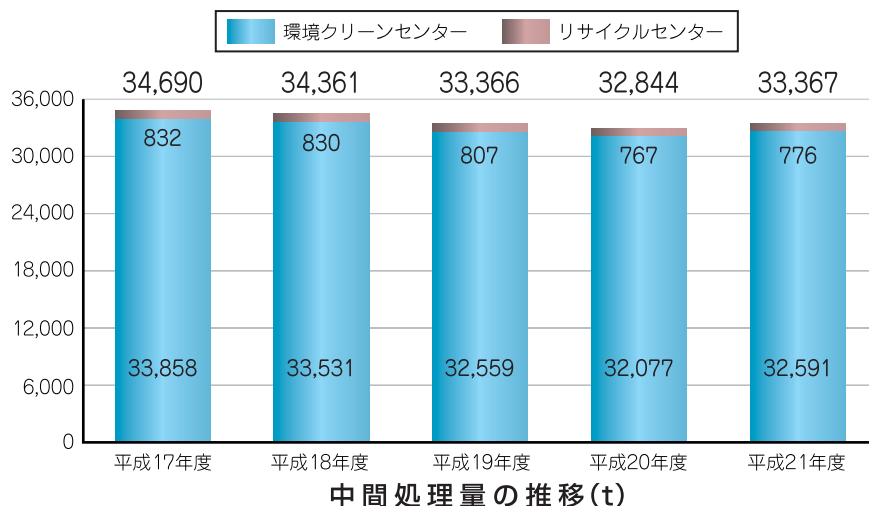
$$\text{算式：} \frac{\text{排出量}}{\text{年間日数} \times \text{人口}}$$

全国平均・全道平均との比較：環境省一般廃棄物処理事業実態調査による。なお、平成21年度の数値については、平成23年2月末現在、未確定。

2. 中間処理の状況

(1) 中間処理量

ごみの中間処理量は、環境クリーンセンターにおける燃やせるごみと燃やせないごみの中間処理（破碎・熱分解）量と、リサイクルセンターにおける資源物と危険ごみ（一部）の資源化のための中間処理量の合計ですが、そのほとんどが環境クリーンセンター分となっています。



(2) 中間処理施設

① 環境クリーンセンター

環境クリーンセンターは、旧焼却処理場の老朽化と排ガス規制の強化に対応するため、平成12年度より本市北西部の当別町界、八幡地区に建設を進め、平成14年12月より稼動しています。

当施設は、燃やせるごみと可燃性の燃やせないごみを熱分解する中間処理施設で、本市のごみ処理の中核をなしています。

その処理方式の特徴は、ごみを直接焼却するのではなく、可燃性ごみを熱分解し燃焼溶融するものです。ごみ自体の持つエネルギーを有効活用することにより、化石燃料（天然資源）の使用量を抑制するとともに、施設に必要な電力の多くを発電によって賄うサーマルリサイクル^{*1}を行っています。

一方、灰分の溶融により発生した溶融スラグ^{*2}は路盤材などとして活用することにより、最終処分場への埋立て量を最小限としています。

また、排ガスの測定値も基準値を大きく下回るなど、環境負荷も低く抑えることができています。

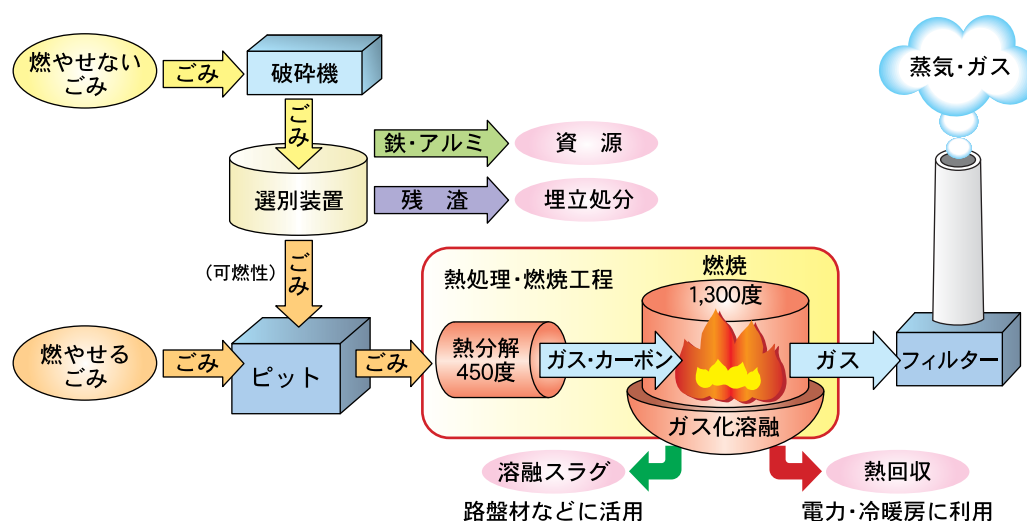
*1 サーマルリサイクル：ごみの焼却処理の際に発生する熱エネルギーを発電や暖房、温水などの熱源として利用すること。

*2 溶融スラグ：燃焼溶融炉で発生する灰を溶融して得られるガラス粒状の物質。品質が安定しており、道路の凍上抑制路盤材などとして活用できる。

【環境クリーンセンターの概要】

所在地	江別市八幡122番地
炉形式	ごみ熱分解燃焼溶融方式
処理対象物と処理能力	燃やせるごみ 140トン/日(70トン/日×2炉) 燃やせないごみ 35トン/5時間
リサイクル(熱回収) 発電能力	最大1,980kW
リサイクル	鉄、アルミ、溶融スラグ
環境負荷 排ガス等排出目標値	ダイオキシン類 0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下 ばいじん 0.01g/Nm ³ 以下 硫黄酸化物 K値=3以下 塩化水素 100mg/Nm ³ 以下 窒素酸化物 50cm ³ /Nm ³ 以下 一酸化炭素 30ppm以下
建設費	7,298,593千円(平成12～14年度)

【ごみの処理工程】



※環境クリーンセンターでは、燃やせるごみと燃やせないごみを破碎して分離した可燃性のものを、熱分解ドラムにおいて450℃で蒸し焼きにしてガスとカーボンに熱分解し、燃焼溶融して処理します。

※燃焼溶融は1,300℃という高温なため、ダイオキシン類の発生を大幅に抑制しています。

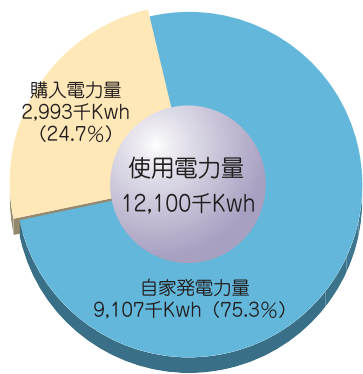
※燃やせないごみの破碎の際には、鉄とアルミを取り出すマテリアルリサイクル^{*}をしています。

* マテリアルリサイクル：使用済みの製品や生産工程から出るごみを処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うこと。原料として使う場合は、単一素材化が条件となり、分別や異物除去が必要となる。

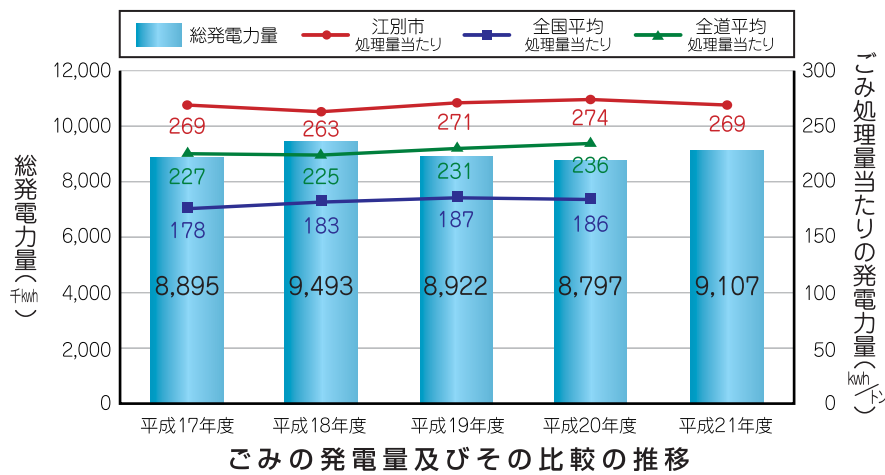
【サーマルリサイクルの状況】

ごみ処理の際に発生する熱は、自家発電に利用するサーマルリサイクルをしており、平成21年度の環境クリーンセンターの使用電力量の約75%を賄い、購入電力を約25%に抑えています。

その発電量については、本市における約2,900戸分の年間電力使用量に相当し、また、ごみ処理量（1トン）当たりの発電量についても全国平均、全道平均を大きく上回っており、安全で効率的なサーマルリサイクルを行っています。



使用電力量の内訳
(平成21年度実績)



【ダイオキシン類測定値】

(単位:ng-TEQ/Nm³)

区分	法定基準 施設管理基準	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1号炉	1.0 0.05	0.00016	0.015	0.0058
2号炉	1.0 0.05	0.0096	0.020	0

※定量下限未満の実測濃度は0（ゼロ）として算出。

環境クリーンセンターの運営管理は、運営の効率化や施設維持管理費について、多額の将来負担を平準化するため、平成19年10月から平成34年3月までの14年6ヵ月を期間として、民間事業者に包括委託を行っています。

なお、委託後は、その運営管理について、市の求める水準に達しているかをチェックするためのモニタリングを実施しているほか、経営状況報告等を求め、受託後の状況を確認しています。

② リサイクルセンター

リサイクルセンターは、資源物のリサイクルのため平成11年度の分別収集開始に併せて建設され、びん、かん、ペットボトル、紙パック、白色トレイについて資源化に向けた中間処理（選別・圧縮・梱包）を行っています。

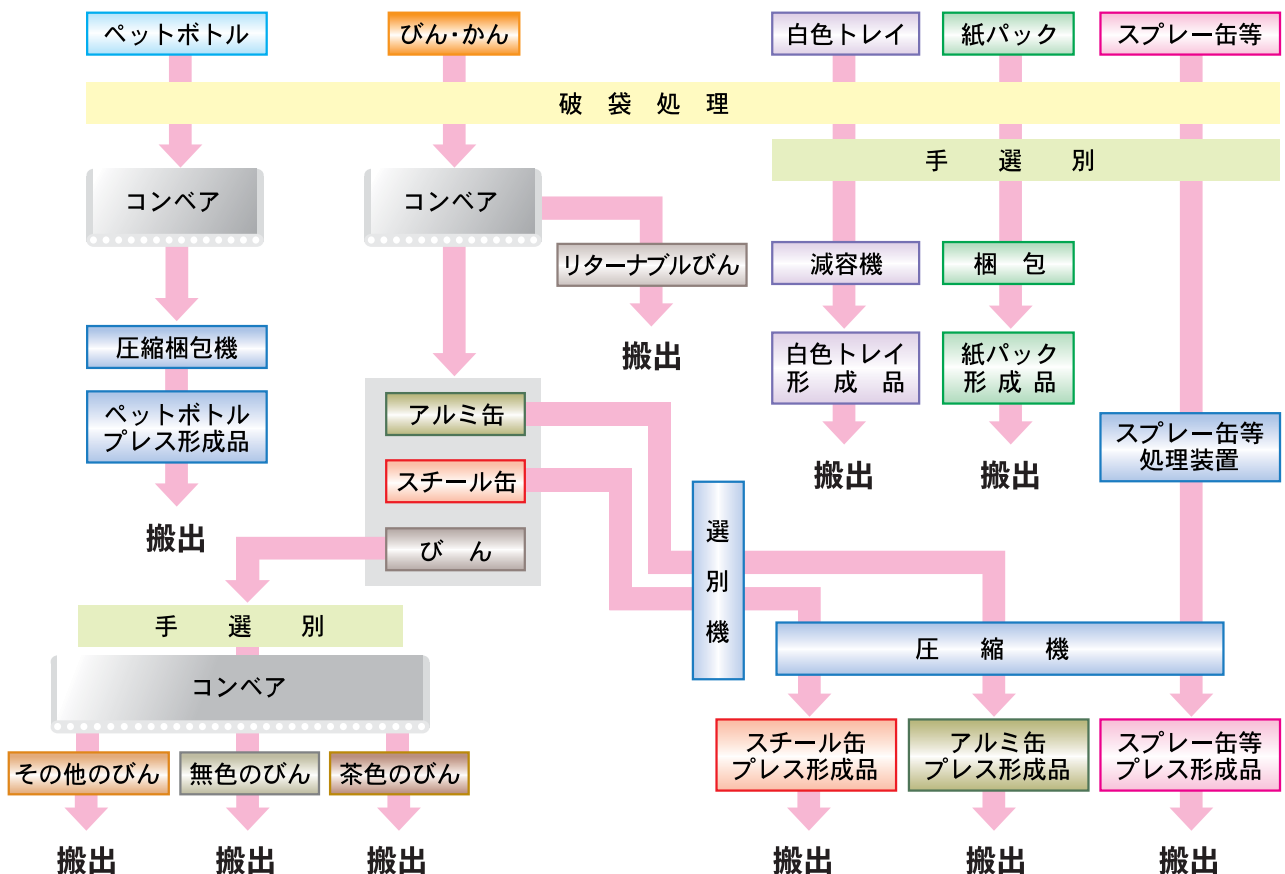
また、危険ごみとして収集したガスカセット缶、スプレー缶についても中間処理（真空破碎）しています。

なお、リサイクルセンターの運営管理は、平成19年4月から民間事業者に委託しています。

【リサイクルセンターの概要】

所在地	江別市工栄町14番地1
運用開始	平成12年3月22日
処理能力	18.5トン／日
処理対象物	びん類、かん類、ペットボトル、紙パック、白色トレイ
建設費	446,250千円

【資源物等の処理工程】



3. 再生処理の状況

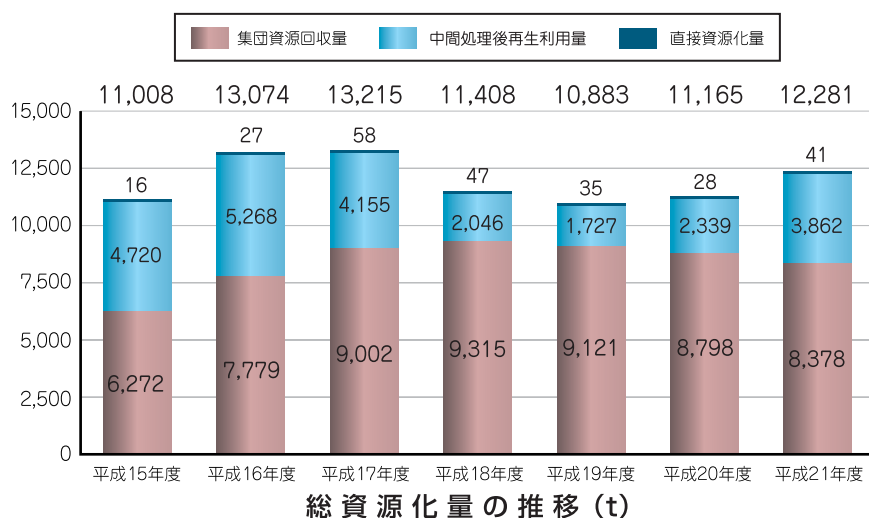
(1) 総資源化（リサイクル）量の推移

総資源化量は、環境クリーンセンター、リサイクルセンターと集団資源回収の3ルートによる資源化量の合計です。

このうち、集団資源回収は重量がかさむ紙類が多いことから、総資源化量に占める割合が高く、近年はその約7～8割となっています。

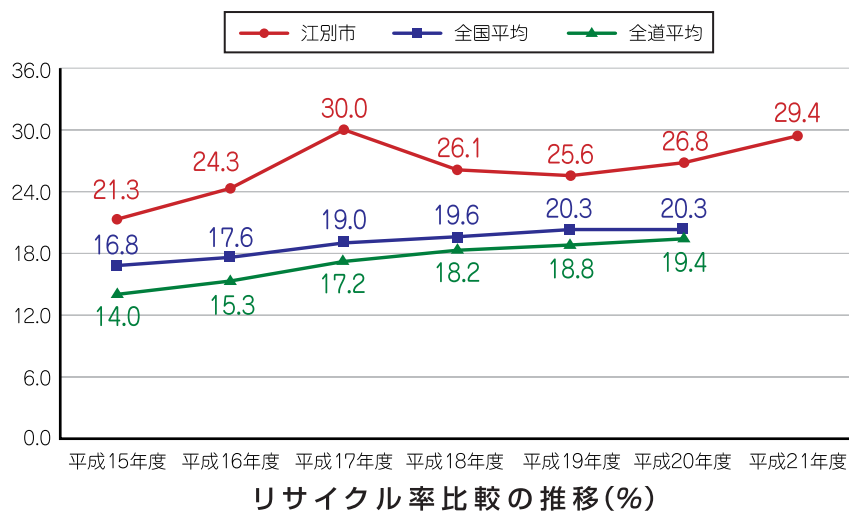
経年比較では、集団資源回収は平成18年度をピークにわずかに減少しつつありますが、減少傾向にあった環境クリーンセンター分が平成20年度より増加に転じたことにより、中間処理後再生利用量が増加し、総量としては増加しています。

これは、環境基準上、一時中断されていた溶融スラグの売却が進んだことによるものです。



このことで、平成21年度のリサイクル率は29.4%となり、平成17年度のレベルに近づいています。

なお、全国平均、全道平均を大きく上回っています。



(2) 環境クリーンセンターでの資源化

環境クリーンセンターでは、搬入された燃やせないごみについて、中間処理（破碎）により資源化できる部分を分離し、鉄やアルミを資源化業者に売却し資源化しています。

また、可燃性ごみを処理するガス化溶融施設で生成される溶融スラグについては、安全性を確認の上、道路の路盤材用に売却し、資源化しています。（13ページ参照）

※資源化品目：鉄・アルミ・溶融スラグ

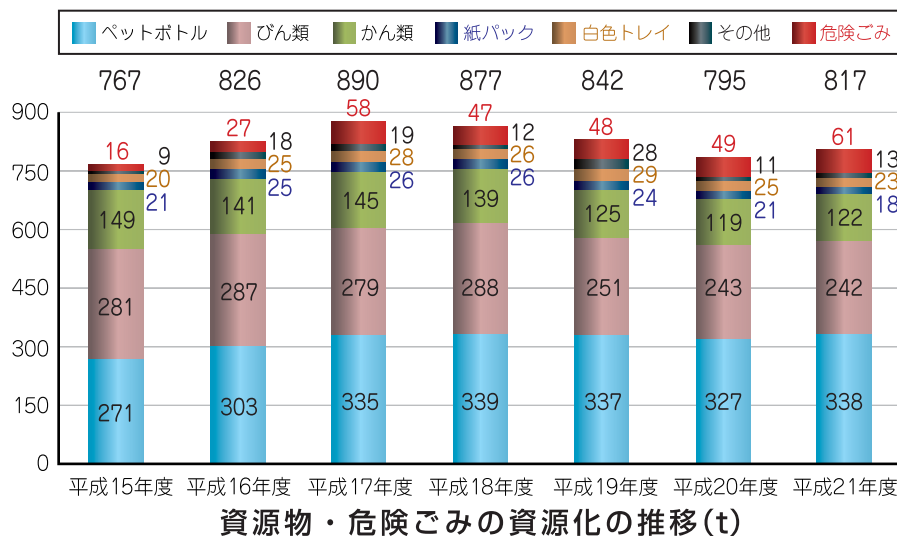
(3) リサイクルセンターでの資源化

リサイクルセンターでは、搬入された資源物について、びんは3色に選別を、かん・ペットボトルは圧縮・梱包を、白色トレイは加熱減容によりインゴット（ポリスチレンの塊）化し、紙パックなどとともに資源化業者に売却しています。（16ページ参照）

また、危険ごみとして収集したスプレー缶やガスカセット缶については、中間処理後に資源化業者に売却し、その他は資源化業者に再生処理を委託しています。

※資源化品目

- ・資源物：ペットボトル・びん類・かん類・紙パック・白色トレイ
- ・危険ごみ：スプレー缶・ガスカセット缶^{*1}・ライター・乾電池・蛍光管^{*2}



*1 スプレー缶・ガスカセット缶の処理：リサイクルセンター内に設置するスプレー缶等処理装置により、密閉真空処理、窒素封入処理により危険性を除去している。

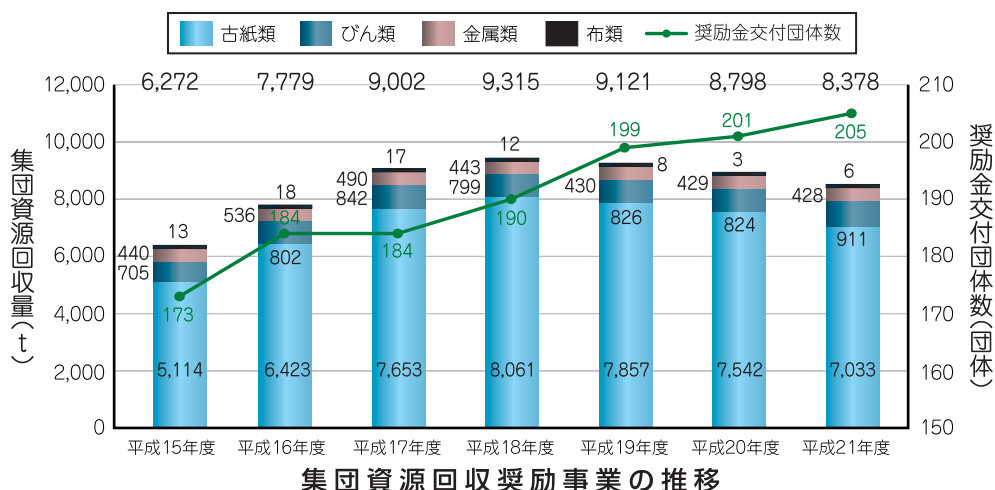
*2 乾電池・蛍光管の処理：マンガンや水銀などを含むことから、そのリサイクル処理設備を有する専門事業者によって処理される。

(4) 集団資源回収奨励事業による資源化

地域では、自治会やPTAを中心に資源物の自主的な回収が行われており、市ではその推進のため、回収を実施する団体に奨励金（3円/kg）を交付して支援しています。

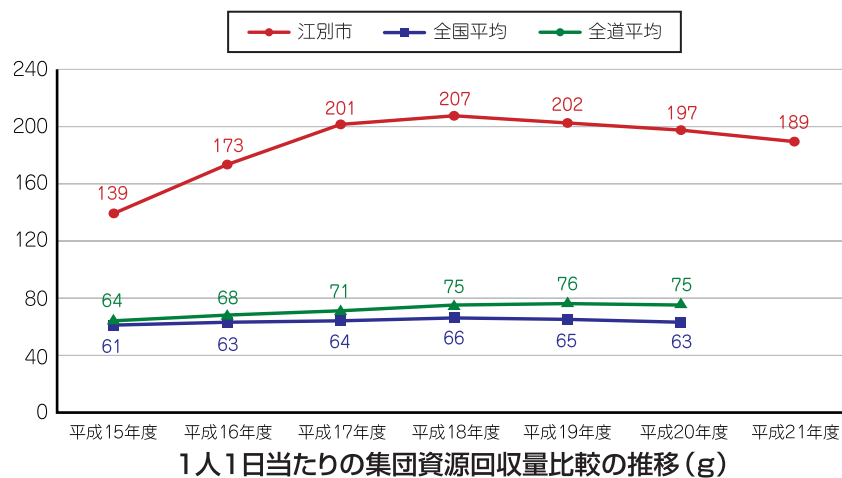
回収品目は団体で異なりますが、おおむね次の品目が回収されています。

※資源化品目：古紙類・びん類・かん等の金属類・布類



奨励金交付団体数は、毎年わずかながらも増加し、広がりが見られます。

一方、回収量は平成18年度をピークに減少傾向にあります。1人1日当たりの回収量は、全国平均、全道平均を大きく上回っています。

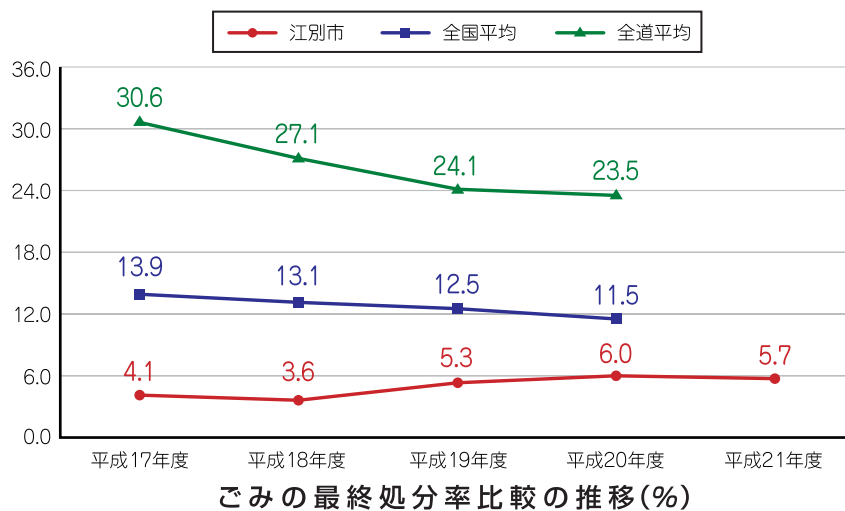
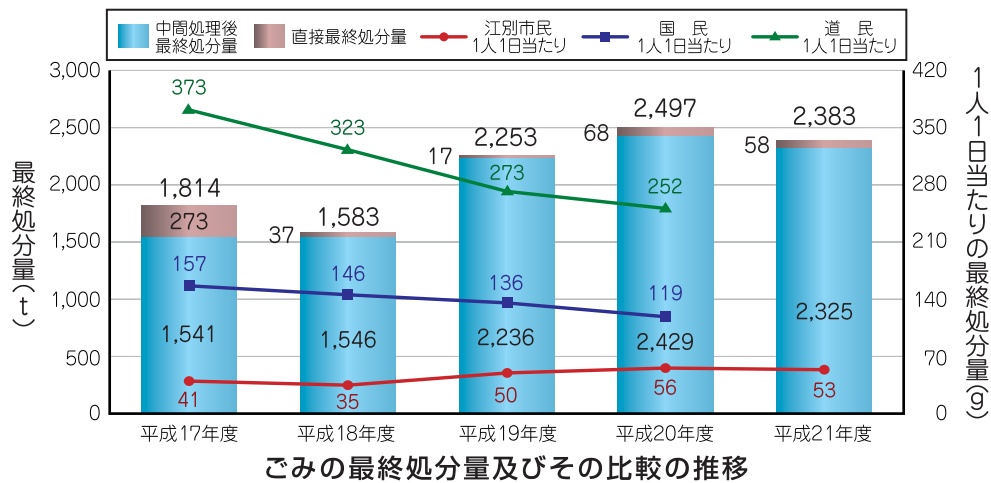


4. 最終処分状況

(1) 最終処分量

最終処分場に搬入されるものは、燃やせるごみ、燃やせないごみの処理残渣や環境クリーンセンターで処理できない不適物であり、その量の推移は以下のグラフのとおりです。

最終処分量はごみ量ばかりでなく、分別区分、埋立てが必要な残渣の処理方法などにも影響されるため、その量に一定の傾向は見ることはできませんが、平成20年度の1人1日当たりの最終処分量は56g、また、最終処分率は6%であり、全国平均、全道平均を大きく下回っています。



(2) 最終処分場

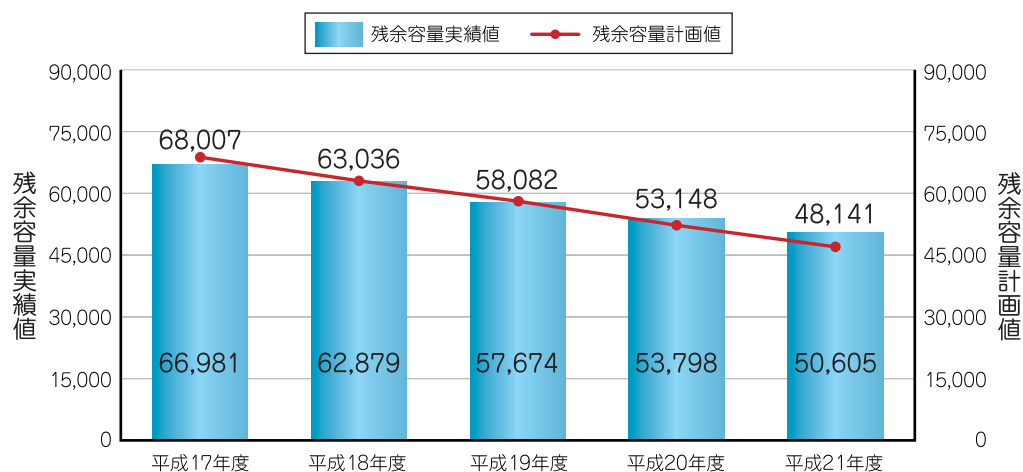
当最終処分場は、管理型最終処分場^{*}として環境クリーンセンターの建設に併せて設置したもので、ごみ処理の過程で発生する残渣を極小とする当センターの施設特性により、以前に比べると小規模なものとなっています。

また、計画埋立年数を15年間としていますが、平成21年度における残余容量は計画容量より5%上回っており、延命化が図られています。

なお、最終処分場の運営管理は、環境クリーンセンターとともに民間事業者に長期包括委託しています。

【最終処分場の概要】

所在地	江別市八幡122番地
供用開始	平成16年6月1日
敷地面積	68,300㎡
埋立面積	34,000㎡
埋立容量	78,000㎥
污水处理施設	污水处理方法：汚水を消毒や生物処理により安全な基準値以下に処理 汚泥処理方法：汚泥物は遠心脱水等で水分を除去した上で焼却処分 処理能力：85㎥／日
建設費	1,684,665千円(平成14～15年度)



最終処分場残余容量の推移(㎥)

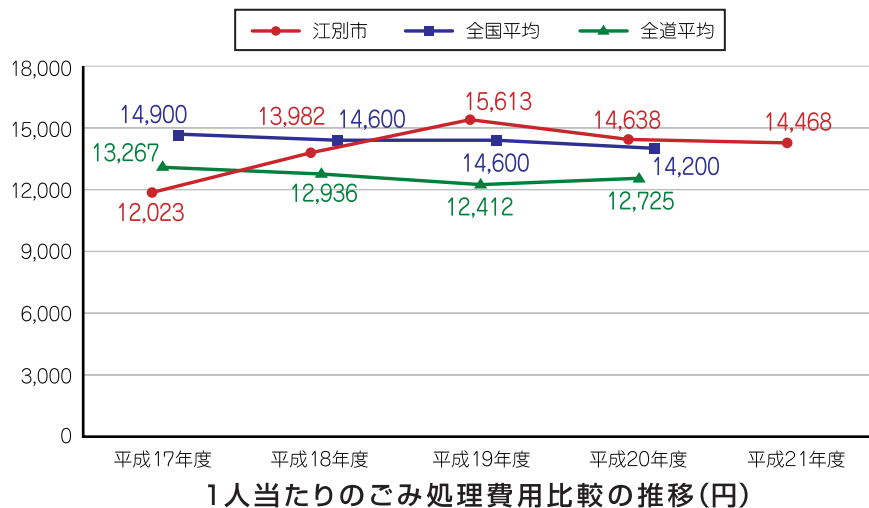
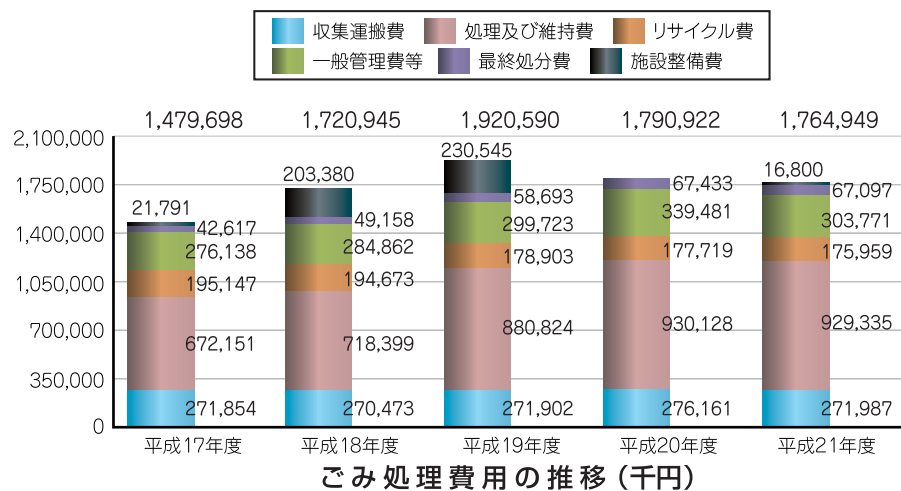
^{*} 管理型最終処分場：3種類（遮断型・安定型・管理型）ある最終処分場の一つで、埋立て終了後もその安定化に長期間を要する。地下水や公共水域の汚染を防止するため、ビニールシャ工のほか浸出水処理施設などの施設・整備を有する。

第3節 ごみ処理の収支

1. 費用と財源

ごみ処理費用は、平成18年度と平成19年度に大きく増加しました。これは、一つには、旧焼却処理場^{*1}の解体工事と、その跡地に廃棄物ストックヤード^{*2}を建設し、施設整備費が増加したこと、もう一つは、環境クリーンセンターと最終処分場の長期包括委託を行ったことにより、処理及び維持費が増加したためです。なお、収集運搬費や一般管理費等に大きな変化はありません。

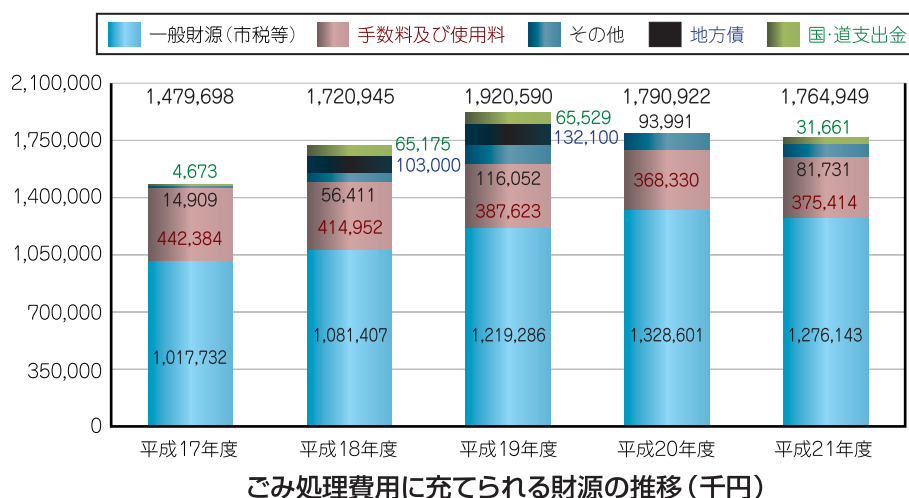
また、1人当たりのごみ処理費用は、平成17年度まで全国平均、全道平均を下回っていましたが、上記の増加要因の影響で平成19年度には上回っています。



*1 旧焼却処理場：稼働期間 昭和56年4月～平成14年11月
処理能力 150トン/日（75トン/24h×2基）

*2 廃棄物ストックヤード：平成19年11月より稼働。危険ごみを保管
鉄骨造平屋建 196.96㎡、建設費47,678千円

一方、その財源は、施設整備があった平成18年度と平成19年度には、国・道支出金としての補助金のほか地方債が充当されていますが、一般財源^{*}が増加傾向にあります。



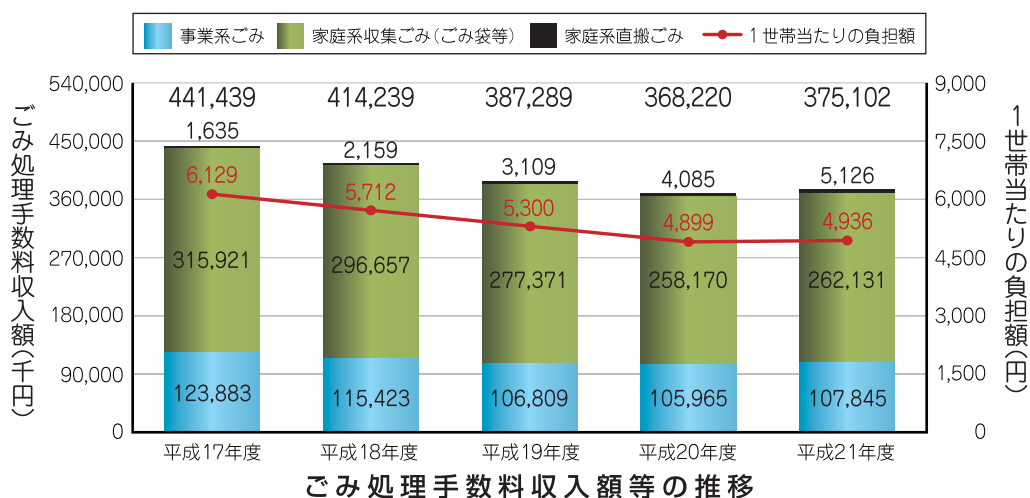
2. ごみ処理手数料

ごみ処理費用の一部は、有料の指定ごみ袋とごみ処理券（6ページ参照）の販売収入のほか、環境クリーンセンターへの搬入手数料（家庭系直接搬入ごみ：90円／10kg、事業系ごみ：110円／10kg）で賄われています。

指定ごみ袋とごみ処理券の販売収入は、家庭系ごみの減少に応じて減少し、1世帯当たりの年間負担額も減少していますが、家庭系ごみの直接搬入に係る手数料は、その増加に応じて上昇傾向が見られます。

また、事業系ごみに係る手数料は、排出量の減少に応じて減少傾向にあります。

これら手数料のごみ処理費用に占める割合は、平成21年度において約21%となっています。



* 一般財源：市の財源のうち用途が特定されず、その裁量により自由に使える収入。市税・地方交付税など。

第4節 これまでの取り組み

1. 平成21年度までの市の主な取り組み

市では前計画やその見直し計画に基づき、環境クリーンセンター、最終処分場、リサイクルセンター等の施設整備とともに、清掃事業の効率化・安定化のため、収集運搬業務の委託拡大、環境クリーンセンター及びその関連施設の長期包括委託等、ごみ処理に係る基盤的な施策（事業）を進めるとともに、ごみ減量・リサイクルの推進や市民の利便性に係る次のような事項にも取り組んできました。

減 量

(1) 家庭系ごみ有料化等

平成16年10月より燃やせるごみ・燃やせないごみについて有料化を実施し、ごみの排出抑制、資源化への誘導及び市民間の費用負担の公平化を図りました。この有料化により、排出量は有料化前と比較して約30%減量されています。

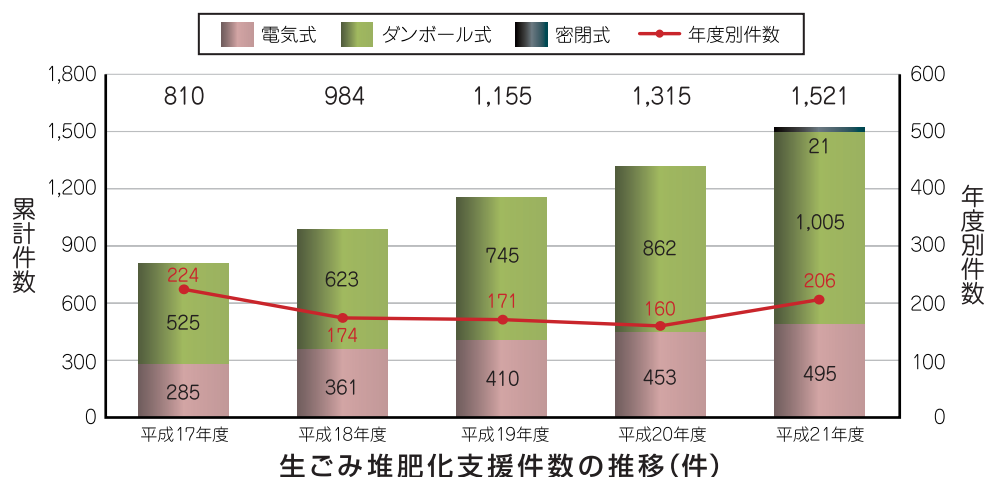
また、併せて家庭系ごみ（直接搬入）と事業系ごみに係る処理手数料を改定しました。

(2) 生ごみ堆肥化^{*}支援事業

家庭から排出される燃やせるごみの中で大きな割合を占める生ごみについて、その排出を抑制し、減量意識を高めるため、電気式生ごみ処理機の購入費助成と、ダンボール式の堆肥化モニター事業を行ってきました。

電気式は平成12年度から、また、ダンボール式は従前のコンポスターに替えて、平成14年度から実施しています。

なお、平成13年度までのコンポスターの助成数は6,522件となっています。



* 生ごみ堆肥化：各家庭では次の4種の方式により、生ごみ減量の取り組みが行われています。

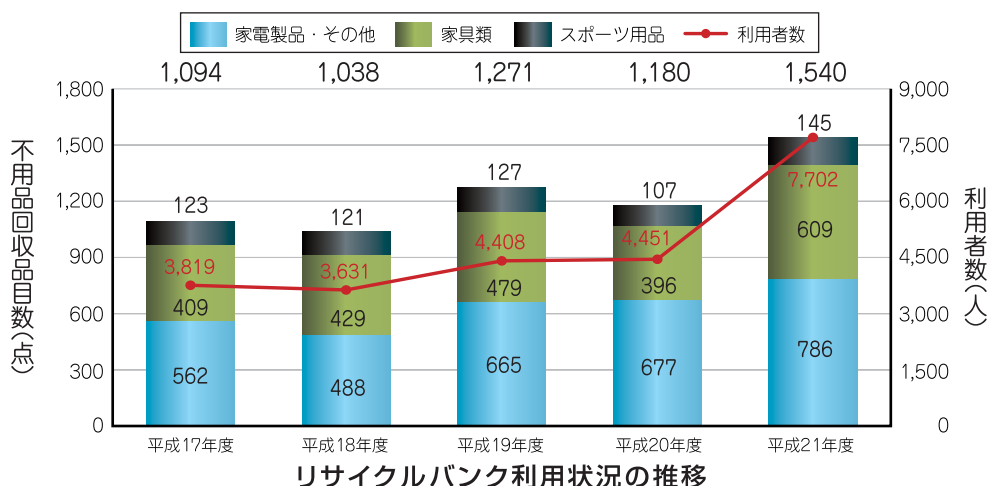
- ダンボール式 ダンボール箱と土壌改良剤を使用するもの。最も安価。
- 密 閉 式 空気のない状態で微生物の発酵を利用するもの。虫の発生が少ない。
- コンポスター 庭などに置いた容器の中で処理するもの。冬期間の使用は難しい。
- 電 気 式 微生物の発酵や加熱により処理するもの。処理機の価格が高価。

(3) リサイクルバンク事業

家庭で不用になった家具類等を無料で回収し、希望する市民に無料で提供するリサイクルバンク事業を実施し、まだ使える家具類等が少しでもごみとして排出されないように再使用（リユース）の途を設けています。

回収は業者委託し、展示と提供は直営で行っていましたが、平成21年4月から全て民間事業者へ委託しました。

平成21年度はリサイクルバンク建物の移設に伴うPR効果により、利用者数、回収品目数ともに増加しています。



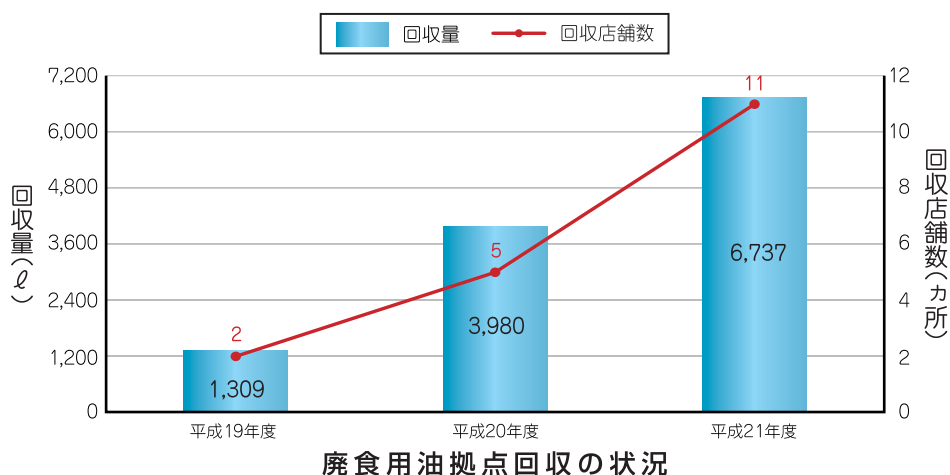
※取扱品目：家具類・スポーツ用品（自転車・スキー等）・子ども用品（遊具等）など。

なお、平成21年7月から家電製品の取り扱い中止しました。

(4) 廃食用油の回収支援

バイオディーゼル燃料（BDF）^{*}にリサイクル（再生利用）できる使用済の植物性食用油を市内スーパーマーケット等の店舗で回収する取り組みについて、広報等で情報提供しています。

平成19年1月より店舗回収が始まり、平成21年度では市内11ヵ所に回収拠点があります。



* BDF：てんぷら油などの植物性の廃食用油から作られるディーゼル車用燃料（軽油代替燃料）の総称で、植物由来なことからCO₂発生量の抑制には効果があるが、冬期間や寒冷地の運用には難しい面があるとされている。

（５）レジ袋の削減

過剰配布・過剰使用の状態にあったレジ袋について、市内の大手スーパー事業者（６社）、市民団体（江別消費者協会、江別市女性団体協議会）と江別市の３者間で、マイバッグ等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を締結（平成２０年８月）し、同年１０月から市内１６店舗でレジ袋の無料配布を中止しています。

レジ袋の削減に対する市民意識は高く、平成２１年度のマイバッグ持参率は参加店舗平均で９１．５％となっています。また、協定外の小規模店舗でも、削減を呼びかける店舗が増えてきています。

リサイクル

（１）資源物の分別収集

びん、かん、ペットボトル、紙パックの４品目について、平成１２年３月から資源物として月２回の無料収集を始め、リサイクルセンターでの中間処理（選別・圧縮・梱包）により資源化を進めてきました。（１８ページ参照）

また、平成１４年１２月からは、白色トレイを追加し、収集しています。

（２）危険ごみの分別収集

スプレー缶、乾電池、蛍光灯などは有害物質を含むため、環境クリーンセンターでは処理ができません。これらについては、危険ごみとして平成１６年１０月から月１回の無料収集を始め、それぞれの性状に応じて資源化業者や専門処理業者に引き渡して資源化しています。（１８ページ参照）

（３）集団資源回収の奨励（１９ページ参照）

排出利便性

(1) プラスチック類と木類の分別区分変更

燃やせるごみ、燃やせないごみの分別区分が環境クリーンセンターの破碎や焼却施設の処理基準に合わない不都合を解消するため、平成20年10月にプラスチック類と木類の分別区分を変更しました。

この結果、ポリ袋やポリ容器など多くのプラスチック類が燃やせるごみとして出せるようになり、市民の排出利便性が向上しました。この変更については、市民アンケートでも多くの方に支持されています。

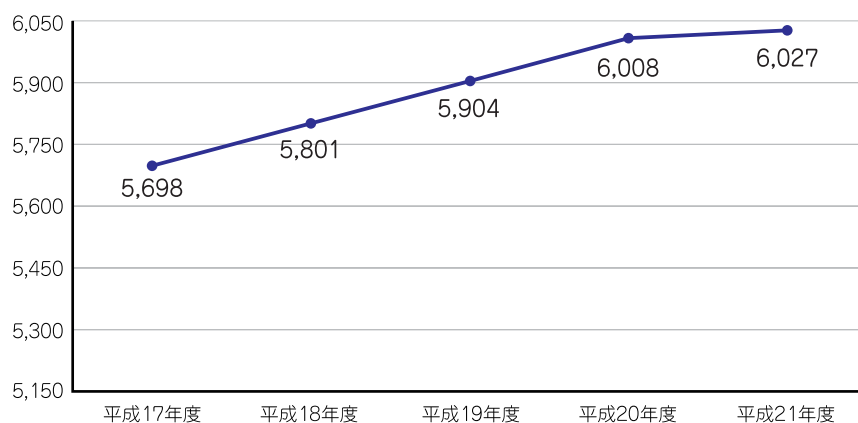
(2) 束排出の範囲拡大

ごみ処理券の使用方法について、有料化以降、ごみ一品単位が原則の例外として剪定木等の木類に限って束の排出（長さ1m以下、径50cm以下）を許容してきましたが、平成20年10月の分別区分変更に合わせてその範囲を拡大し、排出上のアンバランスを解消するなど利便性を向上させました。

(3) ごみステーション数の拡大

ごみステーションは、戸建住宅にあってはおおむね10戸に1カ所の設置を求め、共同住宅にあっては4戸以上の場合に敷地内での設置を条例で義務付けています。

平成21年度末において、6,027カ所設置されており、平成17年度との比較で約6%増加しています。



ごみステーション数の状況(カ所)

2. 市民・事業者の取り組みと意向

市民や事業者のごみ処理の実態や意向等について、市民アンケートと事業所アンケートを平成21年度に実施しました。調査の概要とその主な結果は次のとおりです。

なお、詳細は資料6 1～6 4ページのグラフのとおりです。

(1) 市民アンケート

① 調査の概要

- ・実施期間：平成21年10月30日から11月27日まで
- ・調査対象：市民3,000人
- ・回答率：1,303人(43.4%)より回答
- ・調査項目：ごみ・資源物の排出実態やごみ減量、リサイクルに関する意識等
10項目27問

② 主な調査結果

○ごみ問題への関心度（資料グラフA）

年代・男女を問わず、ごみ問題への関心は約9割と高い傾向が見られますが、その関心の内容はごみステーション等の地域環境、家計や財政への負担、CO₂等の地球環境問題など様々です。

○ごみステーションの状況（資料グラフB）

気になるごみステーションの状況については、様々な不適切な状態のうちでも、カラス等によるごみ散乱が最も多くの市民に意識されています。

○3R用語（リデュース・リユース・リサイクル）の認知度（資料グラフC）

リサイクルという用語の認知度は約9割と高いものの、その他の認知度は5割に達していません。

○ごみの収集方式（資料グラフD）

ごみの収集方式については、戸別収集方式ではなく、現在のごみステーション方式を約8割が支持しています。

○分別区分変更の賛否（資料グラフE）

平成20年10月に実施したプラスチック類と木類の分別区分の変更については、約8割が変更賛成しています。

○収集回数の適否（資料グラフF）

分別区分変更後の燃やせるごみ、燃やせないごみの収集回数については、燃やせるごみは約9割が適当としているのに対し、燃やせないごみについては、適当は7割にとどまり、多すぎるとする回答も約2割あります。

○ごみの減量・リサイクルの取り組み（資料グラフ[G]）

市民の取り組みとしては、ごみと資源物の分別徹底、マイバッグの持参、詰め替え製品の購入、生ごみの水切りなどが多く見られます。

○ごみの減量・リサイクル推進施策の重要度（資料グラフ[H]）

ごみの減量・リサイクルの推進には、レジ袋の削減や簡易包装、広報などによる情報提供のほか、事業者による自主回収が重要であるとする回答が多く見られます。

○分別拡大によるリサイクルの推進・分別拡大希望品目（資料グラフ[I]）

手間と費用がかかるリサイクルの推進については、手間は許容するが、費用負担を拒否する傾向が見られます。

また、分別拡大希望品目は、発泡スチロールが一番多く、続いて、廃食用油、その他のプラスチック、雑紙、木・枝類となっています。

○大型ごみ収集実施の賛否（資料グラフ[J]）

戸別収集方式で、燃やせるごみ、燃やせないごみとは別料金体系の大型ごみ収集を新設することについては、約7割が賛成しています。

○指定ごみ袋の変更要望（資料グラフ[K]）

指定ごみ袋の種類等の変更要望としては、多くは現状を可としています。燃やせるごみと燃やせないごみの袋の統合要望も多くあります。

○清掃事業全般（ごみの収集、処分、分別、資源化）の市民満足度（資料グラフ[L]）

市の清掃事業全般についての市民満足度は、約5割が満足・少し満足、約4割が普通と回答しており、現状はおおむね受け入れられています。

(2) 事業所アンケート

① 調査の概要

- ・実施期間：平成21年6月1日から6月30日まで
- ・調査対象：市内300事業所（大・小の規模別26業種）
- ・回答率：146事業所（48.7%）より回答
- ・調査項目：法令等の知識、ごみの排出やリサイクルの取り組み状況など11問

② 主な調査結果

○廃棄物区分や市のごみ処理範囲の認知度（資料グラフ[M]）

産業廃棄物、事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物という廃棄物区分については9割以上が知っているとする反面、市のごみ処理範囲についての認知度は低く7割以下に過ぎません。

言葉としては認知していても、知識には至っていない場合が多いと思われます。

○ごみ・資源物排出量の事業所分布（資料グラフ[N]）

週平均排出量が500kgを超える2割の事業所では事業系ごみ全体の87%を、週平均排出量が100kgを超える4割の事業所では事業系ごみ全体の96%を排出するなど、排出量は数の多い少量排出事業所よりも、数の少ない多量排出事業所の排出動向に大きく影響されています。

○ごみ・資源物の主な処理方法（資料グラフ[O]）

ごみとして出さないで、資源化に回している品目は紙類が多く、中でも新聞・チラシ、雑誌・書籍、ダンボールは約5割が資源化に回されています。

びん・かんは約4割が、プラスチックではペットボトルの3割が資源化に回されている反面、資源化されていない部分も多いことがうかがえます。

○ごみの減量、リサイクルへの取り組みや障害（資料グラフ[P]）

約7割の事業所は啓発的な取り組みを中心に何らかの取り組みをしている一方、取り組んでいない事業所も3割あります。

障害としては、機密文書があること、分別に手間や費用がかかること、リサイクルできそうなものがない、従業員への指導が困難であるなどがあげられています。

3. ごみ処理の水準（類似団体及び道内主要都市との比較）

本市のごみ処理の水準を示す各指標の平成20年度実績値については、

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量は、家庭系ごみ有料化等の取り組みにより935g
- ・ ごみのリサイクル率は、集団資源回収奨励事業等の推進により26.8%
- ・ ごみの最終処分率は、環境クリーンセンターの施設特性及び排出抑制や分別・資源化の徹底により6%

であり、類似団体^{*1}及び道内主要都市^{*2}と比較すると、いずれもその平均値を上回っています。

一方、1人当たりのごみ処理費用は14,638円と、類似団体平均及び道内主要都市平均よりも高くなっていますが、これは将来の環境クリーンセンター等の運転・維持管理経費の増加に備え費用負担を平準化するため、平成19年度から長期包括的運営管理委託をしたことが主な原因となっています。

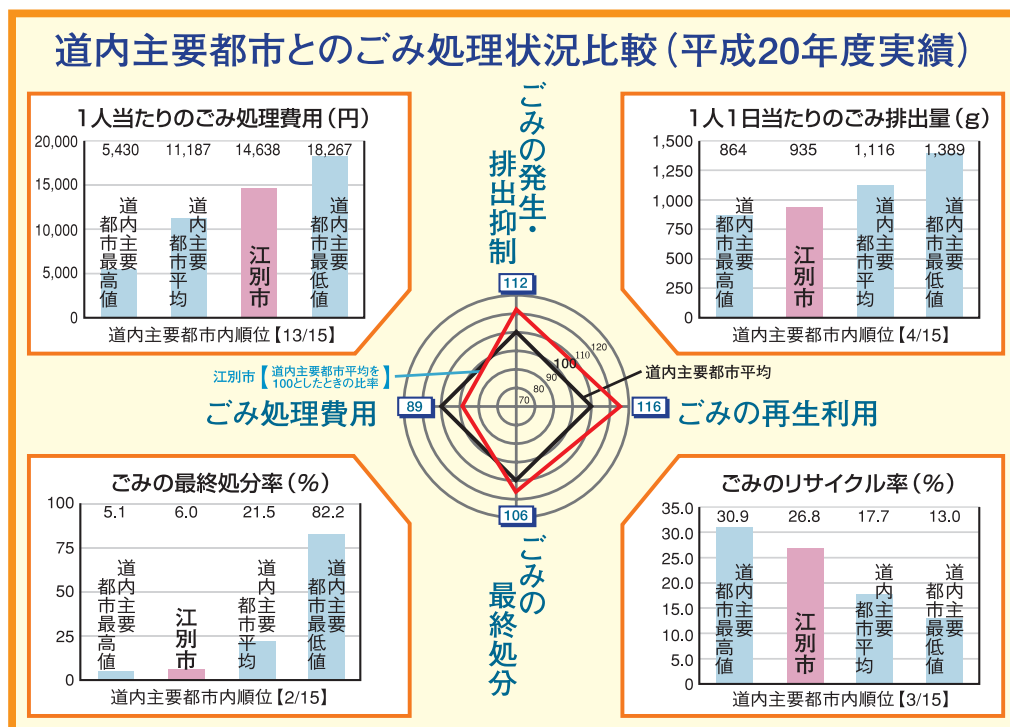
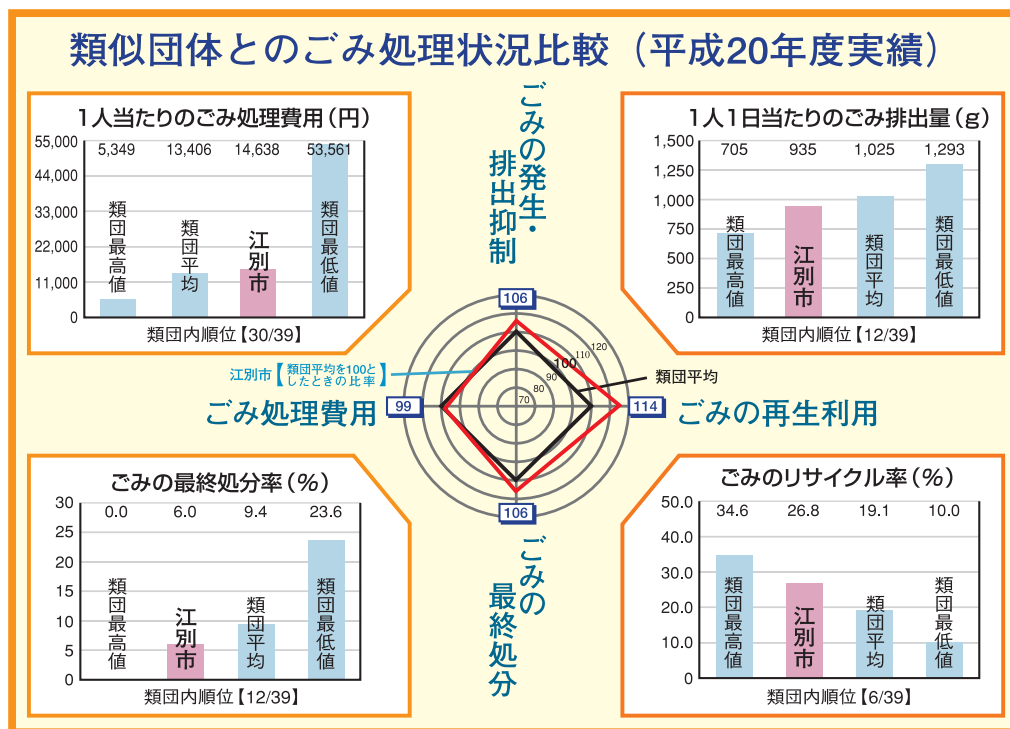
*1 類似団体：人口規模や産業構造が本市に類似している自治体(本市を含む全国39市)。

*2 道内主要都市：平成20年度末の人口数上位15市

類似団体、道内主要都市との比較：環境省一般廃棄物処理事業実態調査による。なお、平成21年度の数値については、平成23年2月末現在、未確定のため、平成20年度の数値で比較した。

次のレーダーチャート*及びグラフは、以上の4つの指標について、本市のごみ処理の水準を表しています。

なお、順位は各指標の個別グラフの下のとおりです。



※ 1人1日当たりのごみ排出量、ごみの最終処分率及び1人当たりのごみ処理費用については値が小さいほど、ごみのリサイクル率については値が大きいほど優れていることを表しています。

* レーダーチャート：類似団体又は道内主要都市の平均値を100としたときの本市の水準を示す値(偏差値)。

第5節 ごみ処理の課題

1. 発生・排出抑制

家庭系ごみの発生・排出抑制については、従前より、生ごみ堆肥化容器購入費の助成、リサイクルバンクの運営、環境教育等の啓発活動を実施してきましたが、平成16年10月の家庭系ごみの有料化が大きな動機付けとなり、それまでの増加傾向が減少に転じました。

平成20年度における家庭系ごみの1人1日当たりの排出量（集団資源回収を含む。）は714gとなり、全国平均や全道平均を下回っています。

一方、事業系ごみについては、景気低迷等の影響もあり、平成21年度は平成15年度に比較して約17%減少するなど、近年は減少傾向にあります。

しかし、ごみ（資源物を含む。）の発生や排出抑制は、形ある全ての製品が将来はごみとして廃棄されることに留意して製品を開発したり梱包するなど、生産や流通段階から取り組まなければならない、これを商品として購入せざるを得ない消費者段階においては、根本的な解決は困難です。

こうした中、消費者としての市民や事業者における取り組みは、購入・消費の抑制、近年のエコ製品開発に応じた商品選択、修繕し、長く使う努力などですが、これらはライフスタイルや事業スタイルに係わるものであり、その性格上、効果としてはなかなか表れにくい面があります。

このため、市としてのごみの発生・排出抑制策についても、教育や啓発活動が中心とならざるを得ないところですが、その中でもより効果的な策を検討する必要があります。

2. リサイクル

本市の平成20年度におけるリサイクル率は26.8%で、全国平均や全道平均を大きく上回っています。

資源化量は、その2～3割を占める環境クリーンセンターでのごみ処理によって取り出される金属類や溶融スラグのほかは、行政収集や集団資源回収といった市民の取り組みによるものです。

行政収集は、ペットボトルや白色トレイといった軽量の品目もあり、資源化量として多くはありませんが、市民のリサイクルに係る最も基本的なルートとして集団資源回収を補完しています。市では、これまで順次その品目を拡大してきましたが、更なる品目拡大には新たな分別収集体制や資源化処理施設等の整備が必要となります。

一方、集団資源回収は市が従前より奨励金を交付して推進してきたこともあり、現在は資源化量の約7割を占めています。平成20年度における1人1日当たりの回収量は、197gと全国平均や全道平均に比べ既に高い位置にはありますが、行政収集のような公費負担を伴わないというメリットもあり、より広く市民に浸透させるとともに回収品目の拡大も求められます。

また、ごみ組成分析によると、家庭系、事業系ともに、資源化できる品目が廃棄されるごみに混入している例も見られることから、リサイクルに向けて分別の徹底が必要です。

3. 適正処理

環境クリーンセンターは、その中間処理方式の特性により、最終処分として埋立てされるごみ処理残渣の極小化とともに、再生利用（マテリアルリサイクル）や熱回収（サーマルリサイクル）を行い、環境負荷が極めて少ないごみ処理を行っています。こうした施設特性を生かした処理を継続していくには、施設の適正な維持管理や運転が不可欠です。

また、処理施設での適正処理を支えるのは、市民や事業者の排出行動です。資源化できるものは、家庭系ごみにあっては行政収集や集団資源回収を活用し、事業系ごみにあっては収集運搬業者等の処理ルートを活用した上で、燃やせるごみ、燃やせないごみなどは分別を徹底することが求められます。

特に、事業系ごみの一部には、家庭系ごみとしての排出のほか産業廃棄物の混入も見られることから、ごみの排出者としてその処理責任を自覚し、ごみ処理制度についての正しい知識を得て適正処理することが必要です。

4. 社会の変化や市民意向への対応

ごみの発生・排出抑制、リサイクル、適正処理は、市民一人ひとりの日々の排出行動によっています。これまでの取り組みにより本市の水準は既に高い位置にありますが、家庭系ごみ有料化後6年を経過する中で、より分かりやすい分別区分、より出しやすい排出方法等も、市民にとって大きな関心となってきています。また、少子高齢化の進行や少人数世帯の拡大などの社会変化に応じて新たな要望も表れてきています。

現有する環境クリーンセンター、リサイクルセンター等の施設能力や収集運搬体制を有効活用する中で、分別方法や排出方法の見直しなど、市民が理解し、納得できるごみ処理を行うことが必要です。

また、ごみステーションの適正管理も市民の排出行動を地域環境面で支えることから重要です。

5. 経済性と効率性の確保

本市のごみ処理システムの根幹は、施設整備に多額な費用を要した環境クリーンセンターや最終処分場を中心とする施設のごみ処理方式に規定されており、これら施設の使用を少しでも長く継続することが、ごみ処理費用の負担を増やさないことにつながります。このため、これら施設の運転管理について、平成19年度から平成33年度まで長期包括委託し、管理費用の負担平準化を図っています。

一方、収集運搬業務等については、資源物や危険ごみの収集等、これまでも順次委託業務を拡大してきましたが、経費削減や効率化に向けて更なる業務の委託化の検討が必要です。

また、有料ごみ袋等のごみ処理手数料は、収入としてはごみ処理費用の2割程度に過ぎず、この収入でごみ処理費用を賄えるものではありませんが、受益者負担という費用負担の公平化のほか、ごみ排出抑制の効果もあることから、そのあり方についての検討も必要です。

第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

前章までの背景や現状を踏まえた上で、ごみ処理に係る課題に対処し、環境負荷を低減するためには、ごみの排出者となり得る全ての者がごみの減量から最終処分に至るまでの過程において、それぞれの立場で必要な役割に取り組み、資源循環型の地域社会をつくりあげていく必要があります。

このことから、この計画の基本目標を「市民・事業者・行政の協働による循環型社会の形成」とします。

市民・事業者・行政の協働による循環型社会の形成

① 市民（消費者）の役割

市民一人ひとりが、ごみの排出者であるという自覚を持ち、生活習慣を見直し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rや適正排出に努めるものとします。

② 事業者の役割

事業者は、生産、流通、販売等の各段階でその事業活動スタイルを見直すなど、市民とともに3Rに努めるほか、自身にごみ処理責任があることを自覚して法令等の理解を深め、適正な処理に努めるものとします。

③ 行政の役割

市は、市民や事業者との協働により3Rに取り組みやすい環境やシステムを整備するとともに、市民の視点に立って、ごみの適正処理に必要な施設の維持や事業の効率化に努めるものとします。

(2) 基本方針

この計画の基本目標の達成に向けて、市民、事業者、行政の役割を踏まえ、「環境」・「社会」・「経済」という3つの視点から次の4つの基本方針を定め、具体的な施策を実施していきます。

基本方針1 3Rの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルから脱却し、循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の3Rの取り組みを推進します。

基本方針2 適正なごみ処理の確保

安全で安心なごみ処理体制を確保し、ごみの収集運搬・処理・処分を適正に行うことで、良好な生活環境をつくれます。

基本方針3 市民の視点に立ったごみ処理システムの構築

市民の関心や要望の強い事業に優先的に取り組むなど、市民の理解と協力が得られるような、適切で満足度の高いごみ処理システムを構築します。

基本方針4 経済的・効率的なごみ処理の推進

費用対効果を考慮した事業運営を行うことや各主体が適切な費用負担をすることにより、将来にわたって持続的かつ安定的なごみ処理ができるよう、健全で効率的なごみ処理を推進します。

2. 計画の目標値

この計画では、基準年度を平成21年度とし、目標年度の平成32年度における数値目標を設定して、ごみの排出抑制及び資源化を推進し、最終処分量の抑制を図っていきます。

なお、目標値の設定に当たっては、目標年度における人口を推計（37ページ参照）し、本市、国及び北海道の各種計画等との比較（37～40ページ参照）を行うとともに、基準年度における本市の水準を勘案しています。

◆ 排出抑制の目標値 ◆

平成32年度における1人1日当たりのごみ排出量を基準年度より約3%削減し、910g以下とします。

◆ 資源化の目標値 ◆

平成32年度におけるリサイクル率を基準年度より3.6ポイント向上させ、約33%とします。

◆ 最終処分の目標値 ◆

最終処分場の供用期間を当初計画の15年から5年以上延長させます。

◆ 排出抑制の目標値 ◆

総排出量とは、家庭系ごみ及び事業系ごみの合計で、家庭系ごみには燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみ（以下「家庭系廃棄ごみ」という。）、資源物、危険ごみのほか集団資源回収量も含まれますが、人口が減少傾向にある中で排出抑制を推進するための目標値は、1人1日当たりの排出量を用いることが適当です。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量については、平成21年度に比べ平成32年度までに、家庭系廃棄ごみを約8%削減する一方、集団資源回収量などを約11%増加させることで、家庭系ごみ全体として695g以下とします。

また、事業系ごみ排出量については、平成21年度に比べ平成32年度までに、約10%削減します。

以上により、1人1日当たりの排出量については約3%減の910g以下とすることを目指します。なお、中間目標年度の平成27年度については約2%減の920g以下とします。

区 分		平成21年度 (基準年度)	平成27年度 (中間目標年度)	平成32年度(目標年度)		
				目 標 値	基 準 年 度 比 較	
					増 減	増減率
総 量	排 出 量	41,837t	40,000t	38,360t	-3,477t	-8.3%
	家庭系ごみ	31,770t	30,430t	29,300t	-2,470t	-7.8%
	家庭系廃棄ごみ	22,508t	20,880t	19,590t	-2,918t	-13.0%
	集団資源回収等	9,262t	9,550t	9,710t	448t	4.8%
	事業系ごみ	10,067t	9,570t	9,060t	-1,007t	-10.0%
1人1日当たり	排 出 量	939g	920g	910g	-29g	-3.1%
	家庭系ごみ	713g	700g	695g	-18g	-2.5%
	家庭系廃棄ごみ	505g	480g	465g	-40g	-7.9%
	集団資源回収等	208g	220g	230g	22g	10.6%

◆ 資源化の目標値 ◆

資源化の目標値（リサイクル率）については、排出抑制施策、集団資源回収の奨励及び分別の徹底等の資源化施策を推進することで、平成21年度の29.4%に比べ平成32年度までに、3.6ポイント増の約33%に引き上げることを目指します。

なお、中間目標年度の平成27年度については1.6ポイント増の約31%以上とします。

区 分	平成21年度 (基準年度)	平成27年度 (中間目標年度)	平成32年度(目標年度)		
			目 標 値	基 準 年 度 比 較	
				増 減	増減率
総 資 源 化 量	12,281t	12,450t	12,510t	229t	1.9%
リ サ イ ク ル 率	29.4%	約31%	約33%	3.6ポイント	—

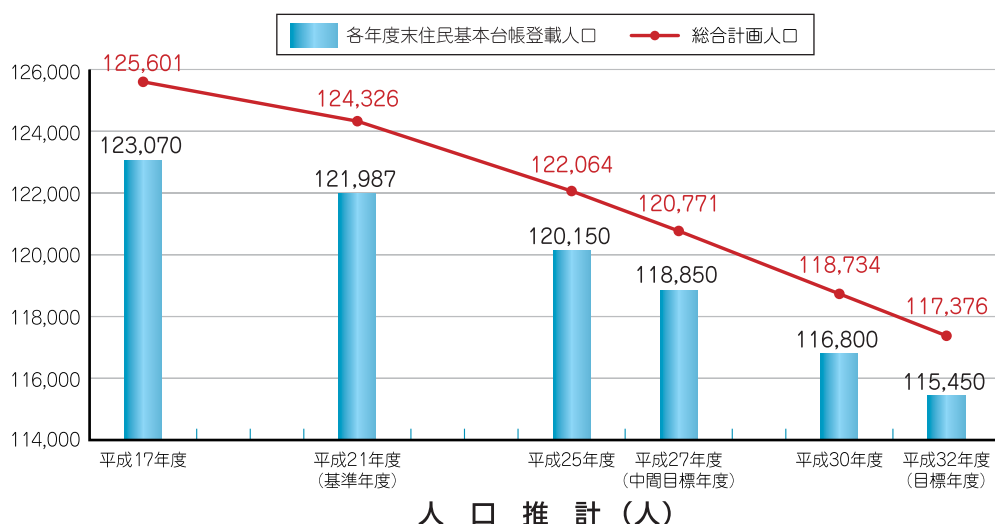
◆ 最終処分の目標値 ◆

最終処分量は、環境クリーンセンターの施設特性などにより既に極小化されている中、ごみ量ばかりでなく、分別区分や埋立てが必要な残渣の処理方法などにも影響されるため、最終処分の目標値として削減量や削減率を設定することは難しい状況にあります。

このことから、ごみの排出抑制や資源化を引き続き推進し、計画期間全体を通して最終処分量を抑制していくことにより、平成16年度から平成30年度までの供用年数（15年間）を5年以上延長させることを最終処分の目標値とします。

人口推計

少子高齢化や景気低迷等により、本市の人口は平成18年度から減少に転じており、こうした傾向は今後も続くものと思われます。こうした中、この計画における人口推計は、基準年度（平成21年度）末の住民基本台帳登録人口^{*}を起点として、その後の減少を江別市総合計画の人口推計に準じて算定し、目標年度（平成32年度）における人口を基準年度から5.4%減の115,450人と推計します。



各種計画目標との比較

(1) 本市の計画目標との比較

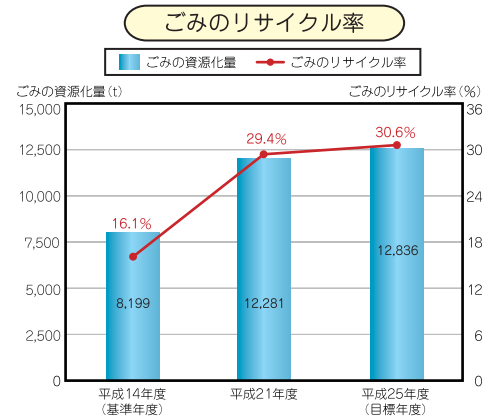
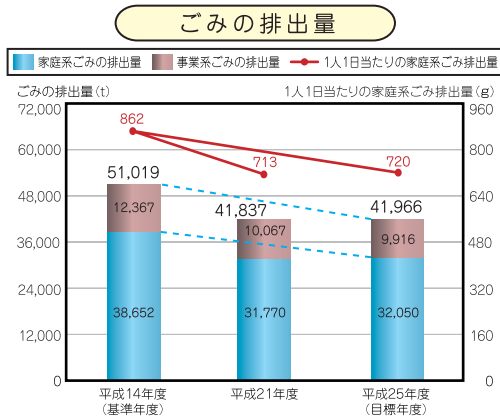
本市は、江別市総合計画（第5次）及び前計画において、ごみの排出量、リサイクル率、最終処分量等について目標値を設定しています。

平成21年度における本市実績値と両計画のこれら目標値を比較すると、ごみの排出量、最終処分量は既に達している状況にありますが、リサイクル率については、集団資源回収量の減少等によりこの目標を若干下回っています。

* 住民基本台帳登録人口と総合計画人口：総合計画人口は、住民基本台帳に登録されていない人口を含む国勢調査人口（5年毎）を基に推計しており、住民基本台帳登録人口を用いる本計画の人口推計より多い数値となっている。

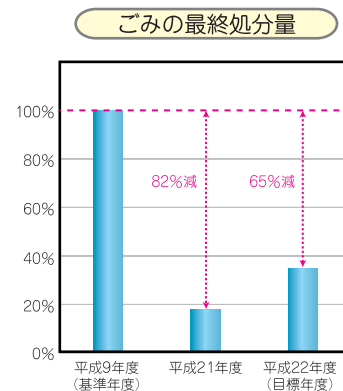
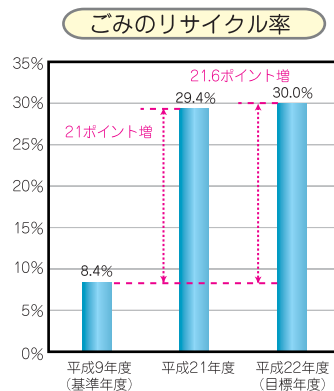
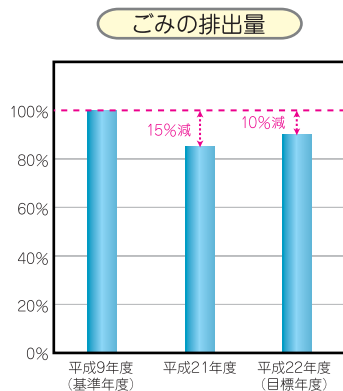
① 江別市総合計画目標値との比較

区 分	基 準 年 度	目 標 年 度	目 標 値	平成21年度 実 績 値
ご み の 排 出 量	平成14年度	平成25年度	41,966tに削減	41,837t
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量			720gに削減	713g
ごみのリサイクル率			30.6%に増加	29.4%



② 前計画目標値との比較

区 分	基 準 年 度	目 標 年 度	目 標 値	平成21年度 実 績 値
ご み の 排 出 量	平成9年度	平成22年度	10%削減	15%削減
ごみのリサイクル率			30%に増加	29.4%
ごみの最終処分量			65%削減	82%削減

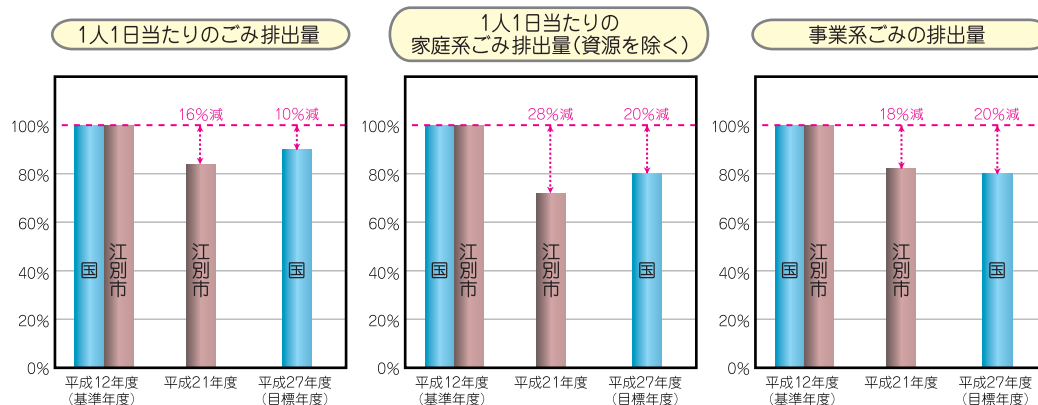


(2) 国の計画・方針の目標との比較

国は2つの計画と1つの方針を定め、ごみの排出量、リサイクル率、最終処分量等について目標値を設定していますが、平成21年度における本市実績値は、事業系ごみの排出量を除き、いずれもこの目標値に達しています。

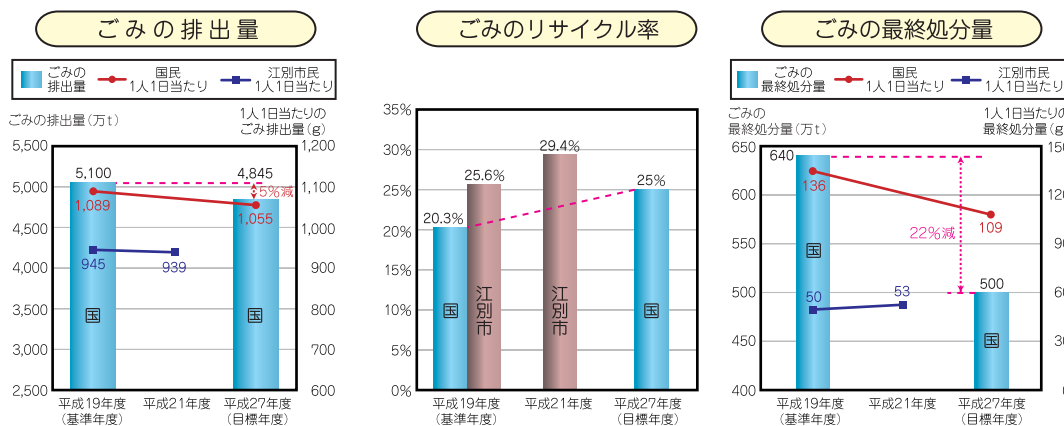
① 「第2次循環型社会形成推進基本計画」（平成20年3月策定）の目標値との比較

区 分	基準年度	目標年度	目標値	平成21年度 江別市実績値
1人1日当たりのごみ排出量	平成12年度	平成27年度	約10%削減	16%削減
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源を除く)			約20%削減	28%削減
事業系ごみの排出量			約20%削減	18%削減



② 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成22年12月策定）の目標値との比較

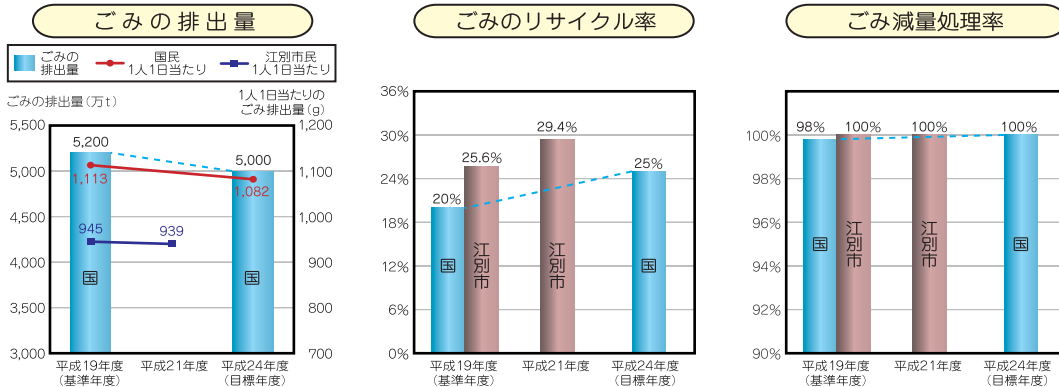
区 分	基準年度	目標年度	目標値	平成21年度 江別市実績値
ごみの排出量 (1人1日当たりに換算*)	平成19年度	平成27年度	5%削減 (約1,055gに削減)	— (939g)
ごみのリサイクル率			約25%に増加	29.4%
ごみの最終処分量 (1人1日当たりに換算*)			約22%削減 (約109gに削減)	— (53g)



* 国民1人1日当たりの換算方法：環境省のガイドライン（一般廃棄物処理システム）に基づき、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」における中位予測人口を用いて算出（平成27年度：125,430千人）。

③ 「廃棄物処理施設整備計画」(平成20年3月策定)の目標値との比較

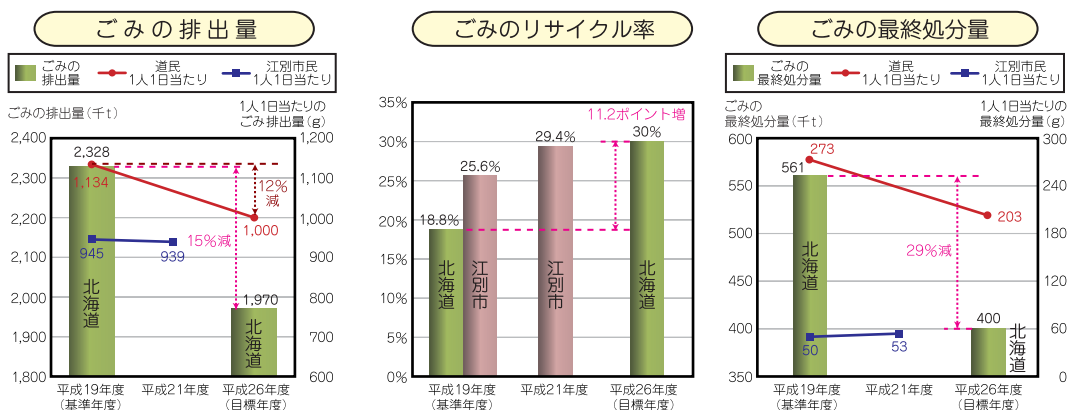
区 分	基準年度	目標年度	目標値	平成21年度 江別市実績値
ごみの排出量 (1人1日当りに換算*1)	平成19年度 (※見込み数値)	平成24年度	5,000万tに削減 (約1,082gに削減)	— (939g)
ごみのリサイクル率			25%に増加	29.4%
ごみ減量処理率*2			概ね100%	概ね100%



(3) 北海道の計画目標との比較

北海道は、平成22年4月に策定した北海道循環型社会形成推進基本計画及びその個別計画である北海道廃棄物処理計画において、ごみの排出量、リサイクル率、最終処分量等について目標値を設定していますが、平成21年度における本市実績値は、リサイクル率を除き、いずれもこの目標値に達しています。

区 分	基準年度	目標年度	目標値	平成21年度 江別市実績値
ごみの排出量 (1人1日当りに換算)	平成19年度	平成26年度	1,970千tに削減 (約1,000gに削減)	— (939g)
ごみのリサイクル率			約30%に増加	29.4%
ごみの最終処分量 (1人1日当りに換算)			400千tに削減 (約203gに削減)	— (53g)



*1 国民1人1日当たりの換算方法：39ページ参照（平成19年度：127,694千人、平成24年度：126,605千人）

*2 ごみ減量処理率：処理・処分されたごみに対する焼却・破砕・資源化などの処理を行ったごみの割合。

$$\text{算式：} \frac{\text{中間処理量} + \text{直接資源化量}}{\text{計画処理量}}$$

3. 基本方針に基づく施策

基本目標の達成に向けて、4つの基本方針の下に、次の34の施策に取り組みます。なお、この計画の策定過程において、市民意向の早期実現を図る等のため、一部の施策については、先行実施しています。

(施策体系図)

基本方針	施策
基本方針 1 3 R の 推 進	1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援
	1-2) 広報機能の充実
	1-3) 環境教育（学習）の推進
	1-4) 市民団体等との協働
	1-5) 生ごみ減量化の推進
	1-6) リサイクルバンクの運営
	1-7) リユース活動の情報提供
	1-8) 事業系食品残渣再利用の調査研究
	1-9) 集団資源回収の推進
	1-10) 資源物収集の品目拡大の検討
	1-11) 事業者の自主回収ルートを活用
	1-12) 植物性廃食用油の拠点回収の情報提供
	1-13) 布類の拠点回収の拡充
	1-14) 使用済小型家電の回収
	1-15) グリーン購入の推進
基本方針 2 適正なごみ処理の確保	2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保
	2-2) 民間処分業者の活用
	2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理
	2-4) 地域生活環境の保全
	2-5) 事業系ごみの適正処理
基本方針 3 市民の視点に立った ごみ処理システムの構築	3-1) 大型ごみ収集区分の新設
	3-2) 指定ごみ袋の統合と新設
	3-3) ごみ処理手数料の減免拡大
	3-4) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討
	3-5) 燃やせるごみの早期収集
基本方針 4 経済的・効率的な ごみ処理の推進	4-1) 施設の維持管理の推進
	4-2) 収集運搬業務の一括委託
	4-3) 資源物・危険ごみの同日収集
	4-4) 燃やせないごみの収集回数の見直し
	4-5) ごみ処理業務の委託拡大
	4-6) 環境クリーンセンター処理手数料の検討
	4-7) リサイクルバンク利用者負担の検討
	4-8) 広報誌等への有料広告掲載の募集
	4-9) 新しいコスト計算手法の導入研究

基本方針 1 3 R の推進

(広報等による教育・啓発)

1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援

ごみの発生や排出を抑制するためには、ごみとなるものを持ち込まない、余分なものは買わない、繰り返し使えるものや長持ちするものを買う、修繕するなどして大事に扱うなど、市民自身のライフスタイルを見直し、行動することが求められます。

市では、これまでレジ袋の有料化によるマイバッグ持参運動など、ごみ発生・排出抑制の啓発・支援に取り組んできましたが、ごみ対策の第一ステージとして、様々な手法・場面による啓発や取り組み支援を継続していきます。

1-2) 広報機能の充実

ごみ分別・排出ルールの徹底や3Rの啓発等のごみ処理に関する情報提供については、広報えべつ、分別の手引き・収集日カレンダー、ごみコミえべつ、ホームページのほか、その都度、パンフレット等を発行し、市民への周知・啓発に努めてますが、こうした市からの情報提供を重要とする市民アンケートの回答も多く、引き続き、タイムリーで見やすく分かりやすい広報に努めていきます。

1-3) 環境教育(学習)の推進

(1) 環境教育教材等の充実

循環型社会の形成に向けた知識や行動を多くの市民に習得してもらうため、学校や自治会など様々な場面で活用できる教材・資料等を分かりやすく作成し、配布することにより、環境意識の醸成を図っていきます。

(2) 施設見学の充実

環境クリーンセンターやリサイクルセンター等のごみ処理施設では、従来より学校や自治会などの団体を中心として施設見学を受け入れし、毎年多くの団体に施設機能等を説明してきましたが、3Rの推進についてより広く市民に理解してもらうため、市民個人を対象としたごみ処理施設見学会を開催するなど施設見学を充実します。

(3) 出前講座の充実

市民のごみ減量やリサイクルの取り組みの促進については、広報やリーフレット等による情報提供も大事ですが、相対して直接に訴えかけられる出前講座方式が理解を深める上で有効です。

これまでも、生ごみ堆肥化・減量等について講座を実施してきましたが、関係団体との連携の下、自治会等への情報提供など、その充実に努めます。

1-4) 市民団体等との協働

市民団体の活動は、市民や行政との連携に大きな役割を果たすだけでなく、ごみの減量や資源化の取り組みを地域全体に広げていく原動力ともなることから、こうした団体との連携をより一層深めるなど、協働に向けた取り組みを積極的に進めていきます。

(発生・排出抑制、再使用、リサイクル)

1-5) 生ごみ減量化の推進

家庭から排出される燃やせるごみの約30%は、水分を多く含む生ごみです。食材は使い切る、食べ残しをしない、生ごみを堆肥化する、ごみに出すときは水切りするなどの取り組みにより、生ごみを減らすことができます。

市では、生ごみ堆肥化容器（ダンボール式、密閉式、コンポスター）と電気式生ごみ処理機の購入助成を市民の取り組み状況を見ながら継続していくほか、生ごみの水切りについて啓発するなど、関係団体と連携を図る中で、生ごみ減量の継続的な普及・啓発を行っています。

1-6) リサイクルバンクの運営

家庭で不用となったまだ使える家具類やスポーツ用品等を、希望する市民に無償で提供するリサイクルバンク事業は、「もったいない」という気持ちを大切に、不用品の地域循環により、ごみとして出されないようにするリユース事業の中心となっています。

市では、このリサイクルバンクを再利用の実践・啓発の拠点として、引き続き運営していきます。

1-7) リユース活動の情報提供

フリーマーケットは、古着等不用になったものでも直ぐにはごみとしない市民の自主的なリユース活動です。

市では、こうした活動が広く市民に定着するよう広報等で情報提供していきます。

1-8) 事業系食品残渣再利用の調査研究

スーパーマーケットやレストラン、コンビニエンスストア等の事業所から排出される食品残渣（動植物性残渣）は、家庭から出る生ごみ同様に水分が多く、その減量が求められます。

近年、食品残渣をごみとして排出せず、飼料化・堆肥化によって再利用する食品リサイクルループの動きが事業者間に見られますが、その処理には廃棄物としての法的側面や処理過程での悪臭発生など、地域環境への影響も危惧されることから、他市の例等を参考に、その可能性について調査研究していきます。

1-9) 集団資源回収の推進

自治会やPTAなど、地域の団体が自主的に取り組んでいる集団資源回収は、本市のリサイクル事業の中で主要な位置を占めています。

集団資源回収は、行政収集（資源物収集）のように収集体制や処理施設の整備といった公費負担の必要がないほか、市民間での地域協働にも一役果たしている面もあります。

市では、従前より集団資源回収に奨励金を交付して、これを推進してきましたが、今後も引き続き取り組んでいきます。

なお、近年、実施団体数は増加しているものの、回収量が減少傾向にあることから、市民

が広く回収に参加できるよう、実施団体名や回収品目等について情報提供を強化していきます。

1－10) 資源物収集の品目拡大の検討

混ざれば「ごみ」、分ければ「資源」というように、リサイクルの推進にはより細かな分別が求められます。一方、分別品目の拡大は、収集運搬や処理コストを増加させるばかりでなく、市民の排出利便性を阻害する面もあり、この間のバランスが大切です。

市民アンケートでは、発泡スチロール、廃食用油、その他のプラスチック、雑紙、木・枝類等について分別収集の要望がありましたが、上記のデメリットを踏まえ、分別品目の拡大について検討していきます。

1－11) 事業者の自主回収ルートの活用

リターナブルびんの回収は従前より地域の小売店で行われてきましたが、大型スーパーマーケット等では、紙パックや白色トレイ等、自店で販売した様々な商品について自主的に店頭回収しています。また、新聞店等でもこうした自主回収が見られます。

店頭回収など事業者の取り組み状況の把握に努め、その情報提供により事業者回収の活用を図っていきます。

1－12) 植物性廃食用油の拠点回収の情報提供

バイオディーゼル燃料（BDF）は、寒冷地という地理的条件の下、品質管理面からの規制もあって、現在のところ広く市民・事業者が利用し得る状況にはありませんが、特定事業所での活用が拡大しつつあることから、その推移を見守りつつ、引き続き、市内スーパーマーケット等における拠点回収について情報提供していきます。

1－13) 布類の拠点回収の拡充

古着等の布類の回収は、ウエスとしての活用が可能な綿50%以上のものを中心に、フリーマーケットや集団資源回収で取り組まれているほか、市民活動センターでは常設回収が行われています。市民団体と協力しながら、今後も拠点回収の拡充を進めていきます。

1－14) 使用済小型家電の回収

市では、資源リサイクルとして、レアメタル（希少金属）を回収する使用済小型家電回収モデル事業を平成21年度から北海道と連携して取り組んでいます。

回収は、年1回、イベント（えべつ消費者フェア）を活用して行っていますが、回収状況を見ながらその手法について検討していきます。

1－15) グリーン購入の推進

リサイクルをより一層推進していくためには、商品の購入に当たって再生品の需要を喚起していくことも必要です。

市では従前より率先して再生品の優先購入を進めていますが、バージン原料品との品質差も小さくなってきていることから、引き続きグリーン購入を推進していきます。

基本方針 2 適正なごみ処理の確保

2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保

環境クリーンセンターは、ごみの中間処理と同時に、再生利用（マテリアルリサイクル）や熱回収（サーマルリサイクル）を行う本市のごみ処理の中核施設で、ごみの適正処理にはなくてはならない施設です。

現在、長期包括委託により民間事業者がその運営管理を行っていますが、市職員によるモニタリングを継続し、運転の効率化や施設の適正な維持管理に努め、安全・安心なごみ処理を引き続き行っていきます。

2-2) 民間処分業者の活用

火災時の多量ごみ、大型動物の死体等、環境クリーンセンターで処理が困難な特殊なごみや、公共工事等で発生する伐採木や刈草等、処理の仕方により資源化ができるものについては、現在、市内民間事業者に「一般廃棄物処分業」の許可を付与することで、その適正処理を確保するとともに、環境クリーンセンターや最終処分場への負荷を軽減しています。

当施設の特性を踏まえ、必要に応じ許可品目を拡大するなど、民間処分業者の活用を図っていきます。

2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療廃棄物のうち注射針など鋭利なものは、針刺し事故の発生等、収集作業時等における感染の危険性があることから、現在は、受診した医療機関等での処分を原則としています。

しかし、近年、高齢化社会の進行や医療の進歩に伴ってその種類、量とも増加しつつあることから、医療関係者との協議により、市で処理できるものと、医療機関で処理すべきものなど、その範囲の明確化により適正処理を図っていきます。

2-4) 地域生活環境の保全

(1) 不法投棄、野焼き防止の啓発・監視

不法投棄や野焼きは、法によって禁止されています。地域の生活環境保全のため、看板やのぼりによる注意喚起や広報等での啓発を継続するほか、警察や消防等の関係機関と連携し、監視を強化していきます。

(2) ごみステーション管理の支援

ごみステーションは利用する地域の方により管理されていますが、排出マナー違反やカラス等による飛散被害も見られます。

ごみ排出ルールの違反については、ごみを収集しない理由を記した残置シールの貼付やごみの内容確認による排出者の直接指導などとともに、広報等を通じてルールの徹底を図っています。

一方、カラス対策についても、ごみネットやカラスよけサークルの普及等、地

域と連携して取り組んでいます。今後も引き続き地域の取り組みを支援していきます。

(3) 共同住宅入居者への排出ルールの徹底

大都市圏のベッドタウンとしての性格や学生数の多い本市の特性として、共同住宅が多い地区では入居者の入れ替わりが多いほか、生活時間の相違などによりごみの排出ルールが守られていない場合も見受けられます。

ごみ排出ルールについては、地域自治会や大学と連携して説明会を開催するほか、アパート管理会社や大学生協等を通じて、専用冊子を配布するなど周知・啓発を行っていますが、今後もこうした取り組みを継続していきます。

2-5) 事業系ごみの適正処理

(1) 事業所への指導・啓発

事業系ごみは、ごみの排出事業者自身に適正処理責任があります。ごみ処理方法等については、市はこれまで収集運搬許可業者を通じた日々の指導のほか、パンフレットの配布やセミナー開催等による啓発を行ってきました。

しかし、廃棄物の分別不徹底、処理ルート等の理解不足のほか、ごみ減量・リサイクルへの取り組みが進んでいない事業所も一部に見られることから、引き続き、事業系ごみの減量、リサイクル、適正処理について指導や啓発を行っていきます。

(2) 多量排出事業所の指導強化

事業系ごみについては、週平均の排出量が500kgを超える2割の事業所で全事業系ごみの約9割を占めるという事業所アンケートの調査結果があり、多量排出事業所の排出行動がごみの適正処理に大きく影響します。

ごみの組成分析や事業所アンケートでは、認識の違い等により、産業廃棄物の混入や、逆に家庭系ごみへの排出も一部に見られることから、本市のごみ処理ルールの徹底について、多量排出事業所を中心に指導を強化していきます。

基本方針 3 市民の視点に立ったごみ処理システムの構築

3-1) 大型ごみ収集区分の新設（平成22年10月 先行実施）

これまで、ごみステーションに出せなかった最大辺が1メートルを超える大型家具類、ガスコンロなど発火の危険性があるもの、鉄アレイなど硬いかたまり状のものについて、事前の電話申込みにより、玄関先などから戸別収集する「大型ごみ」という収集区分を設けました。

以前は、収集運搬許可業者に個別に依頼するか、自ら環境クリーンセンターに持ち込まなければならず、市民にとっては経済的にも労力的にも大きな負担となっていました。新たな大型ごみ制度の下では、ごみの大きさや重さに応じて、250円、500円、1,000円のいずれかの負担で済むこととなり、排出利便性が向上しました。

大型ごみ収集の実施については、市民アンケートでも約7割の方から要望がありました。

3-2) 指定ごみ袋の統合と新設（平成22年10月 先行実施）

平成20年10月の分別区分の変更により、プラスチックなどの燃やせるごみが増加する一方、燃やせないごみが半減したことから、燃やせないごみ袋が使われずに残る状態となりました。

市民には袋を使い分ける手間をなくし、取扱店には保管・販売の手間を軽減し、市としても袋の作成や配布に要する費用負担を軽減するため、指定ごみ袋を統合しました。

また、世帯の少人数化等の下、ごみの少量排出についても要望があることから、指定ごみ袋の統合に合わせて5リットルの少量袋を新設しました。

3-3) ごみ処理手数料の減免拡大（平成22年10月 先行実施）

ごみ処理手数料の減免は、これまでは生活保護世帯に限ってその対象としてきました。しかし、今日の少子高齢化の進行の下、常時、紙おむつが必要な方への支援も福祉的観点から求められていることから、ごみ出しに伴う経済的負担の軽減として減免対象を要介護高齢者や2歳未満の乳幼児等に拡大しました。

3-4) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討

近年、世帯の少人数化とともに、高齢者や障がい者の単身世帯化等により、ごみ出しが困難な要介護世帯が増加する傾向が見られます。

こうしたごみ出し困難者は、現在は、家族や民生委員などの地域の福祉活動に支えられていると思われていますが、今後その増加が予想されることから、収集方法のあり方について検討していきます。

3-5) 燃やせるごみの早期収集

燃やせるごみの約3割は、カラス等が狙う生ごみが占めています。ごみは朝9時までにごみステーションに出すこととしていますが、飛散防止にはその後の早期の収集が望まれます。

市民アンケートでも、早めの収集に対する要望が多く寄せられていることから、収集業務の地区割りや収集ルートなど収集体制のあり方について検討し、早期収集に努めていきます。

基本方針 4 経済的・効率的なごみ処理の推進**4-1) 施設の維持管理の推進**

現在、中間処理が行われている環境クリーンセンターは本市のごみ処理の中核施設として、安全で安心な施設の運営管理が求められています。

運転や維持管理上の不具合を防止し、施設の優れた処理性能を発揮させるため、日々の点検、整備を継続していきます。

また、こうした施設建設には大きな財政負担を要することから、施設の安全で安定的な運転管理を維持するため長期修繕計画を策定します。

最終処分場については、環境クリーンセンターの特性から処理後の埋立て残渣は最小限に抑えられていますが、管理型最終処分場としてその安全性を引き続き確保していきます。

4-2) 収集運搬業務の一括委託（平成22年10月 先行実施）

市では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険ごみの収集運搬業務については、これまで個別に業者委託を行ってききましたが、更なる効率化を図るため、大型ごみ収集を含め、行政収集に係る全てのごみ・資源物の収集運搬業務を一括して委託しました。

この一括委託により、業務量に応じた車両や人員の調整が可能となり、収集運搬業務の効率性が向上しました。

4-3) 資源物・危険ごみの同日収集（平成22年10月 先行実施）

資源物については月2回の収集を、危険ごみについては月1回の収集をしていましたが、この間において曜日違いの排出が多く見られ、収集上の支障となっていました。

危険ごみの収集を資源物の収集日と同じ日としたことで、こうした支障を解消し、同時に車両の効率的な運用も可能となりました。

4-4) 燃やせないごみの収集回数の見直し（平成22年10月 先行実施）

平成20年10月に行った分別区分の変更により、燃やせないごみの量が半減したことから、排出量に応じて、燃やせないごみの収集回数を、年末年始や引越シーズンの春先等の多量排出となる時期を除き、週1回から月2回に変更しました。

収集回数については、今後も排出量と市民利便性のバランスを見ながら、必要に応じた見直しを行っていきます。

4-5) ごみ処理業務の委託拡大

市民の期待するごみ処理の推進には、これまでの業務水準や安全性を維持しつつ、市民が負担するごみ処理費用を抑制していくことが必要です。

効率的な業務執行に引き続き努めるとともに、指定ごみ袋の管理、不適正排出ごみの回収、不法投棄防止の監視パトロールなどの定型的な業務について委託の拡大を図っていきます。

4-6) 環境クリーンセンター処理手数料の検討

環境クリーンセンターでは、直接搬入される家庭系ごみや事業系ごみを有料で処理しており、その収入はごみ処理手数料合計の約3割を占めています。

当センターでのごみ処理手数料については、排出抑制や費用負担の公平化といった観点のほか、指定ごみ袋や大型ごみなどの収集ごみとのバランスも必要なことから、こうした点にも配慮しながら、そのあり方について検討していきます。

4－7) リサイクルバンク利用者負担の検討

リサイクルバンクでは、不用品を無料で回収・提供しており、利用する市民にとっての利便性は高い反面、回収費用や展示・提供に係る運営費用は全て公費で賄われていることから、利用している人と利用していない人との間では公平な負担とはなっていません。

リサイクルバンク利用料など、受益者負担として利用者に一定の負担を求めることは、リユースの中心的事業である当事業の持続的な運営を確保するだけでなく、物を大事に長く使うという市民意識を広め、これを推進する上でも有効です。

リサイクルバンクの利用について、費用負担のあり方やその手法等について検討していきます。

4－8) 広報誌等への有料広告掲載の募集

市では、広報えべつなど様々な広報紙面に有料広告を掲載し、広告収入を確保して経費節減を図っています。

清掃部門においても、分別の手引き、収集日カレンダーなど様々な定期広報物があり、また、指定ごみ袋は市民が必ず購入し、目にするもので広告媒体としても有効と考えられることから、こうした物への有料広告の掲載について募集を行っていきます。

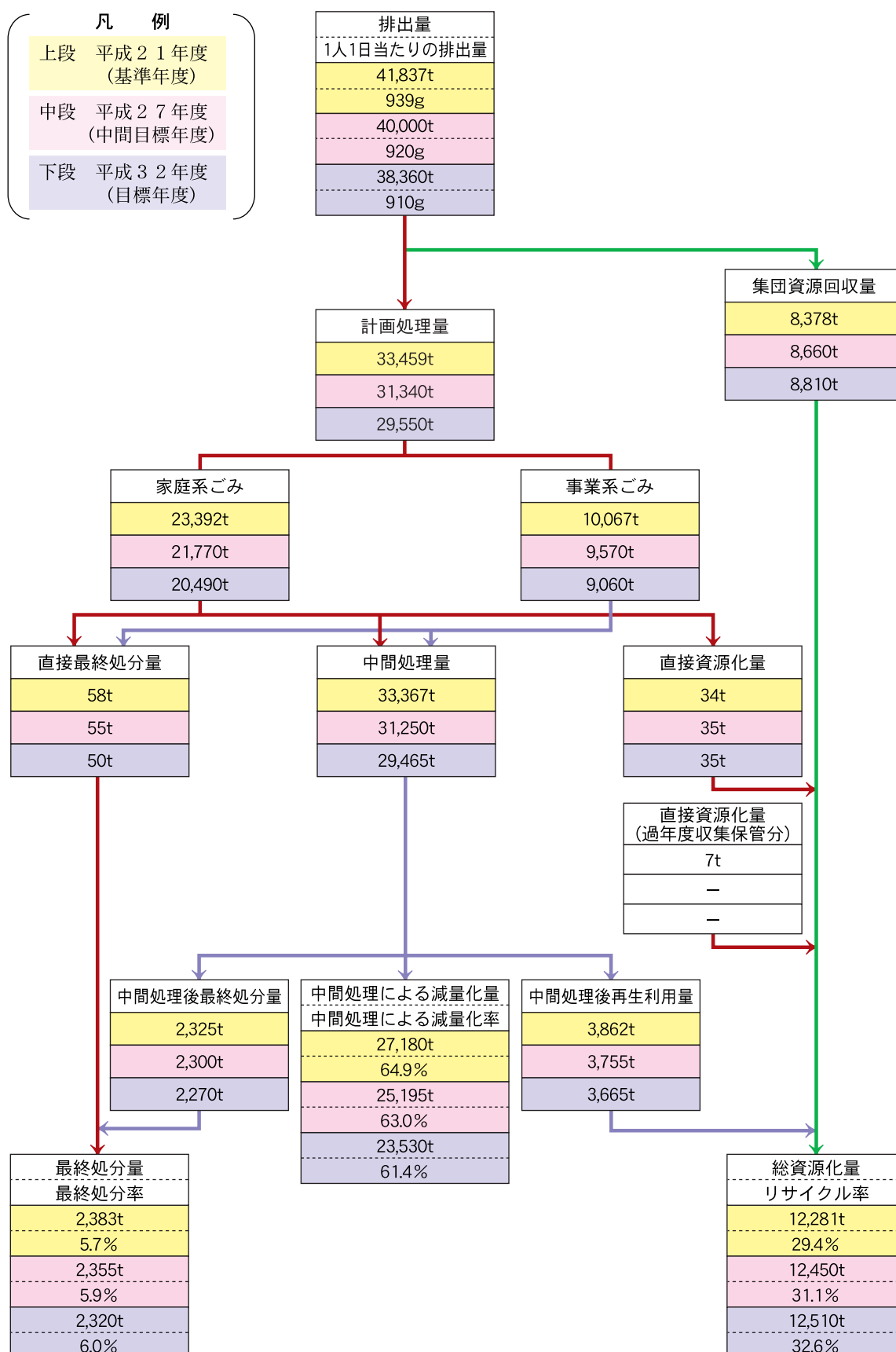
4－9) 新しいコスト計算手法^{*}の導入研究

施設の維持費等ごみ処理費が増大する今日、より低コストで良質なごみ処理サービスを提供していくためには、事業に要する費用の必要性や効率性等を全国統一的な基準を用いて比較検証していくことが必要です。国の動向や他市の状況などを見ながら、こうした新しい計算手法の導入について研究していきます。

^{*} 新しいコスト計算手法：環境省から示された標準的なごみ処理コストの計算方法（一般廃棄物会計基準）。これにより他市町村との比較や、より詳細なコスト分析などが可能になるとされている。

4. 目標年度におけるごみの発生（処理）量

基本方針に基づく様々な施策の取り組みの結果、中間目標年度及び目標年度におけるごみ発生（処理）量は、次のように見込まれます。



5. その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 災害廃棄物処理対策

災害時には、廃棄物の多量発生が予想され、また迅速な対応も求められます。

災害後の環境衛生保持の観点から、「江別市地域防災計画」の災害応急対策計画による対応のほか、国が策定した「震災廃棄物対策指針」^{*1}及び「水害廃棄物対策指針」^{*2}により、近隣市町村との連携体制や、災害廃棄物の収集方法、仮置き場の確保等についてその対策を講じていきます。

(2) 廃棄物処理施設整備基金

ごみ焼却処理施設や最終処分場など、廃棄物処理の中核施設の更新には多額の費用を要します。環境クリーンセンターや最終処分場は、平成14年に整備されておりこの計画期間内における更新予定はありませんが、いずれは耐用年数を迎えます。

将来の施設更新に向けて、基金を含めた資金対策を計画的に行っていきます。

(3) 産業廃棄物処理施設等への対応

産業廃棄物は、行政区域内処理が原則の一般廃棄物と異なり、行政区域を越えて処理できることから、札幌市に隣接する本市においては、産業廃棄物処理施設等による生活環境問題が多く引き起こされます。

産業廃棄物の取締まりなどについては、本市に法的権限はありませんが、産業廃棄物処理施設等の立地や運転については、地元自治会と協力しながらパトロールを行うほか、札幌圏の市町村で構成する「札幌圏廃棄物対策連絡会議」においても、情報交換や合同パトロールを毎年実施しており、今後も引き続き権限庁の北海道や札幌市と情報交換を行い、連携して指導等を行っていきます。

また、懸念される環境問題の発生防止と地域の生活環境の保全を目的として、平成21年10月に「産業廃棄物処理施設に係る環境保全要綱」を制定し、関係施設について協定の締結を行っており、こうした対応については今後も継続していきます。

(4) 新篠津村のごみ処理受託

本市に隣接する新篠津村の一般廃棄物（燃やせるごみ・燃やせないごみ・危険ごみ）については、平成18年4月から環境クリーンセンター等で受け入れ処理しています。

この受け入れは、北石狩衛生施設組合（石狩市、当別町、新篠津村で構成）の解散に伴う当村からの処理依頼に基づくものです。

受託ごみ処理量は、年間700トン（本市の約2%）ほどであり、本市のごみ処理に支障はないことから、依頼に基づき今後も受託を継続していきます。

なお、受託収入は年間約3千万円となっています。

*1 震災廃棄物対策指針：厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課（平成10年10月）策定

*2 水害廃棄物対策指針：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課（平成17年6月）策定

第 3 編 生活排水処理基本計画

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の現状

本市における下水道普及率は97%を越えている状況ですが、下水道処理区域となっていない市街化調整区域においては、合併処理浄化槽^{*}の普及促進を図っています。

平成21年度における生活排水処理の状況は、行政区域内人口121,987人のうち、119,520人については、生活排水の適正処理がなされています。

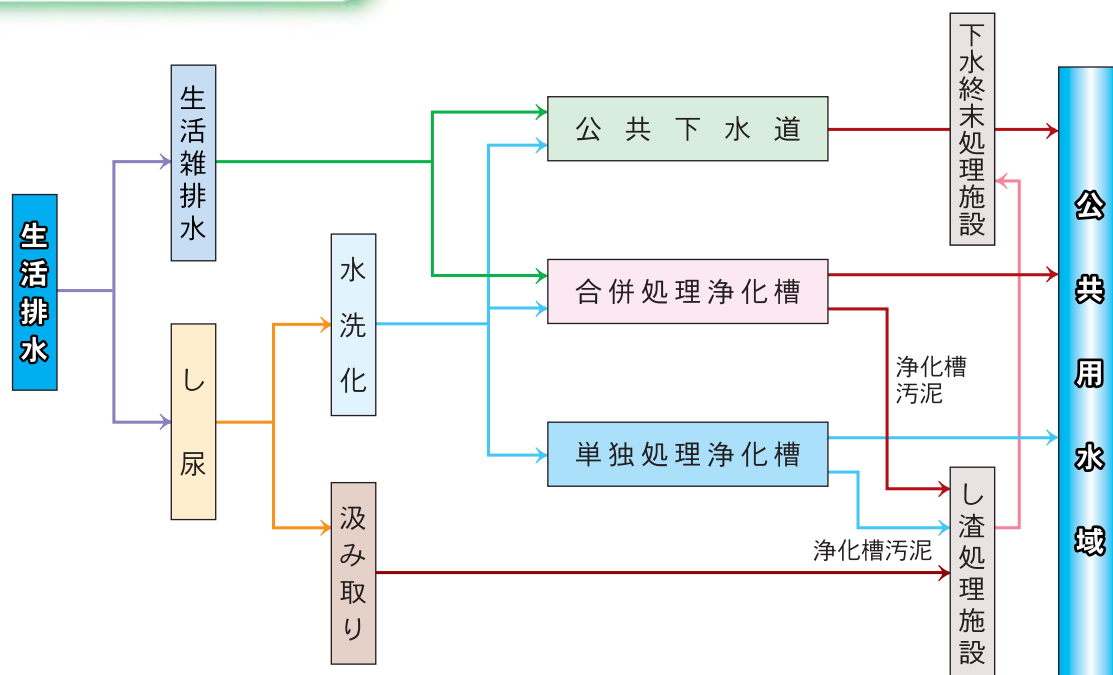
合併処理浄化槽は、従前、事業所、学校など比較的規模の大きいものの設置が主体でありましたが、最近では、個別住宅に設置する件数が増加してきています。

また、し尿及び汚泥については、委託及び許可業者が収集・運搬し、し渣処理施設へ搬入しています。

し渣処理施設は、1日あたり20k1の処理能力を有しており、運搬されたし尿・汚泥はこの施設で、不適物を取り除き、その後下水道汚水と合わせて処理されています。

なお、新篠津村のし尿及び汚泥もごみと同様に平成18年4月から受け入れしていますが、その処理量は年間約830k1（本市の約17.2%）ほどであり、本市のし尿処理に支障はないことから、今後も受託を継続していきます。

生活排水処理フロー図



^{*} 合併処理浄化槽・単独処理浄化槽：公共下水道が整備されていない地域の汚水や雑排水を処理する施設で水洗便所からの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、それに加えてその他の生活雑排水も同時に処理する合併処理浄化槽がある。

生活排水の処理形態別人口の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
行政区域内人口	123,070人	123,086人	123,012人	122,344人	121,987人
下水道処理人口	118,741人	118,841人	118,847人	118,315人	118,062人
浄化槽処理人口	1,998人	2,058人	2,098人	2,160人	2,191人
非水洗化(し尿)人口	2,331人	2,187人	2,067人	1,869人	1,734人

第2節 生活排水処理の課題

合併処理浄化槽については、設置するために国の補助制度はあるものの、工事に高額な費用を伴うとともに、清掃、法定検査などの維持費が必要となることから、普及していくことが難しい状況にあります。

このことから、本市の生活雑排水の処理は、そのほとんどが下水道処理によるものですが、市街化調整区域（主として農村地区）の家庭では、合併処理浄化槽で処理する割合も徐々に増えてはいるものの、依然として「し尿の汲み取り」若しくは「単独処理浄化槽」で処理されており、生活雑排水は未処理のまま排水溝に流れて河川など公共用水域に放流されますので、河川などへの水質に少なくない影響を及ぼしています。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 基本目標と基本方針

1. 基本目標

生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動を通じて各家庭からの発生源対策を充実させることにより、身近な生活環境の保全及び自然環境の向上を図ることを生活排水処理の目標とします。

2. 基本方針

自然環境の保全と生活排水による水質の汚濁を防止するため、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進をはじめとした生活排水対策を推進します。

市街化区域は公共下水道によることとし、市街化調整区域については、次の基本方針を定め具体的な施策を実施していきます。

- ① 水質汚濁を防止するため、本市において合併処理浄化槽の設置者に対しては、その設置費用の一部を補助することにより、合併処理浄化槽の普及を推進していきます。
- ② 単独処理浄化槽による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市街化区域に設置されているものについては、公共下水道への接続を、市街化調整区域に設置されているものについては、合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

第2節 生活排水の処理計画

1. 処理の目標

基本方針に基づき、生活排水処理対策を進めることにより、水質汚濁を防止します。

① 水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の目標

目標年度の平成32年度における水洗化・生活雑排水処理人口を113,502人、生活排水処理率を98.3%、合併処理浄化槽処理人口を1,944人とし、生活雑排水未処理人口を減少させます。

水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の現状と目標

区 分		平成21年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)
行政区域内人口		121,987人	115,450人
水洗化・生活雑排水処理人口		119,520人	113,502人
	下水道処理人口	118,062人	111,558人
	合併処理浄化槽処理人口	1,458人	1,944人
水洗化・生活雑排水未処理(単独処理浄化槽)人口		733人	697人
非水洗化(し尿)人口		1,734人	1,251人
生活排水処理率		98.0%	98.3%

※生活排水処理率は、水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口

② 合併処理浄化槽設置整備計画

目標年度における合併処理浄化槽処理人口を達成するため、その整備については、国庫補助事業を活用し、次のとおり計画します。

合併処理浄化槽の設置整備計画

設 置 整 備 計 画 地 域	整備基数 ・ 整備人口	整備計画年度	概算事業費
本市行政区域内のうち 美原、篠津、八幡、上江別の一部 中島、豊幌の一部、江別太の一部 東野幌の一部、西野幌の一部、角山 元野幌の一部、大麻の一部、文京台の一部	整備基数 1 0 0 基 整備人口 4 3 0 人	平成 2 3 年度 ～ 平成 3 2 年度	43,400千円

2. し尿及び汚泥の処理目標

し尿及び汚泥の収集・運搬については、衛生的で快適な生活環境を維持する上で必要な行政サービスであることから、今後においても継続して実施するとともに合併処理浄化槽の設置普及を図ります。

目標年度における排出量を合計で3,550k lとします。

し尿及び汚泥の処理量の現状と目標

区 分	平成 2 1 年度 (基準年度)	平成 3 2 年度 (目標年度)
汲み取りし尿	2,605k l	1,900k l
単独処理浄化槽汚泥 合併処理浄化槽汚泥	1,373k l	1,650k l
合 計	3,978k l	3,550k l

※それぞれの排出量は、1人1日当たりの排出量を汲み取りし尿4.12ℓ、浄化槽汚泥1.71ℓとして計算した。

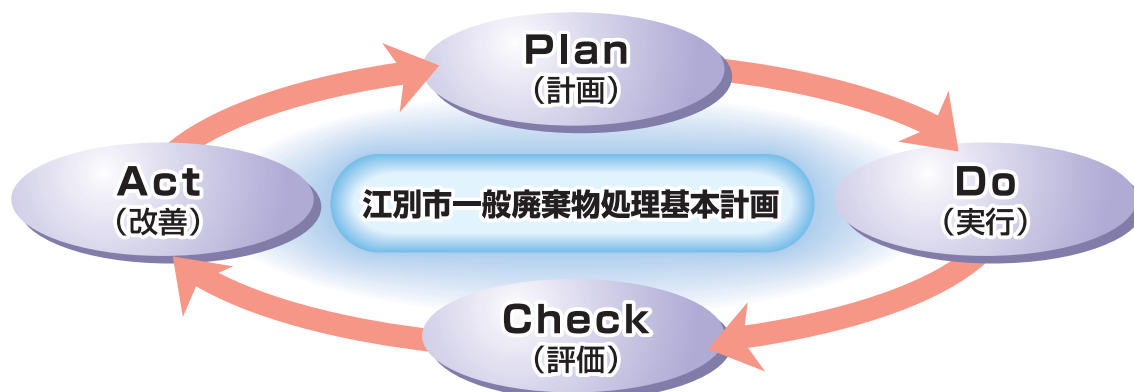
第 4 編 計画の推進等

第4編 計画の推進等

1. 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を点検、評価するなど、PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Act：改善）サイクルに基づくマネジメントを行います。

また、各施策の結果については、次期計画に反映させていくものとします。



2. 情報公開

市民・事業者と廃棄物処理に関する情報を共有するため、本市のごみ量や処理経費等のデータについては、清掃事業概要のほか、広報・ホームページにより広く情報を公開していきます。

3. その他計画の推進に必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物処理法第5条の7及び江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例第6条の規定に基づき、市長の諮問機関として設置しています。

学識経験者枠から5名、民間団体枠から6名のほか、平成21年度からは市民委員の公募を行い、現在2名の委員が委嘱され、計13名で構成されています。(資料57ページ参照)

広く市民の取り組みが必要な「ごみの減量」について、その審議には市民的感觉が大切なことから、引き続き、女性の積極的な登用を含めて幅広い層から市民委員を公募し、その参加を求めています。

(2) パブリックコメント、市民アンケートの実施

ごみ処理についての様々な課題を解決していくには、広く市民の意見や要望を把握することも大切です。

清掃事業についての大きな制度変更や中心施設の更新など、将来のごみ処理のあり方を規定する施設整備の際には、ごみ処理の現状把握、意見聴取等のためのアンケート調査やパブリックコメントなどの市民参加の手続きを必要に応じて実施し、清掃事業の運営に反映させていくものとします。

資料編

江別市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

No.	職務	氏 名	役 職	任 期	選出区分 [*]
1	会 長	おし たに はじめ 押 谷 一	酪農学園大学教授	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	学識経験者 (第1号)
2		はやし くら たい すけ 林 倉 泰 介	江別リサイクル事業協同組合 代表理事	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	学識経験者 (第1号)
3		ほし ゆう こ 星 優 子	日本リサイクルネットワーク・ えべつ代表	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	学識経験者 (第1号)
4		も がみ ひろ ゆき 最 上 裕 之	江別資源回収業協議会会長	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	学識経験者 (第1号)
5		おく や こう いち 奥 谷 浩 一	札幌学院大学教授	平成21年7月1日～ 平成22年3月31日	学識経験者 (第1号)
		たか はし とおる 高 橋 徹	札幌学院大学准教授	平成22年8月6日～ 平成23年6月30日	
6	副会長	さ とう つとむ 佐 藤 功	江別市自治会連絡協議会会長	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	民間諸団体等の 代表者 (第2号)
7		かな い まさ こ 金 井 征 子	江別市女性団体協議会会長	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	民間諸団体等の 代表者 (第2号)
8		しら さき たか ひろ 白 崎 敬 浩	連合北海道江別地区連合 事務局長	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	民間諸団体等の 代表者 (第2号)
9		あさ の よし ゆき 浅 野 善 之	江別青年会議所理事長	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	民間諸団体等の 代表者 (第2号)
10		なか い えつ こ 中 井 悦 子	江別消費者協会副会長	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	民間諸団体等の 代表者 (第2号)
11		はやし とし あき 林 敏 昭	江別商工会議所副会頭	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	民間諸団体等の 代表者 (第2号)
12		かめ だ きょう こ 亀 田 教 子	一般市民公募	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	市長が必要と 認める者(第3号)
13		かわもりた じゅん きち 川守田 順 吉	一般市民公募	平成21年7月1日～ 平成23年6月30日	市長が必要と 認める者(第3号)

* 選出区分：江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例第6条第2項に定める審議会委員の
委嘱区分

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体等の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

本計画策定の審議経過

《平成21年度》

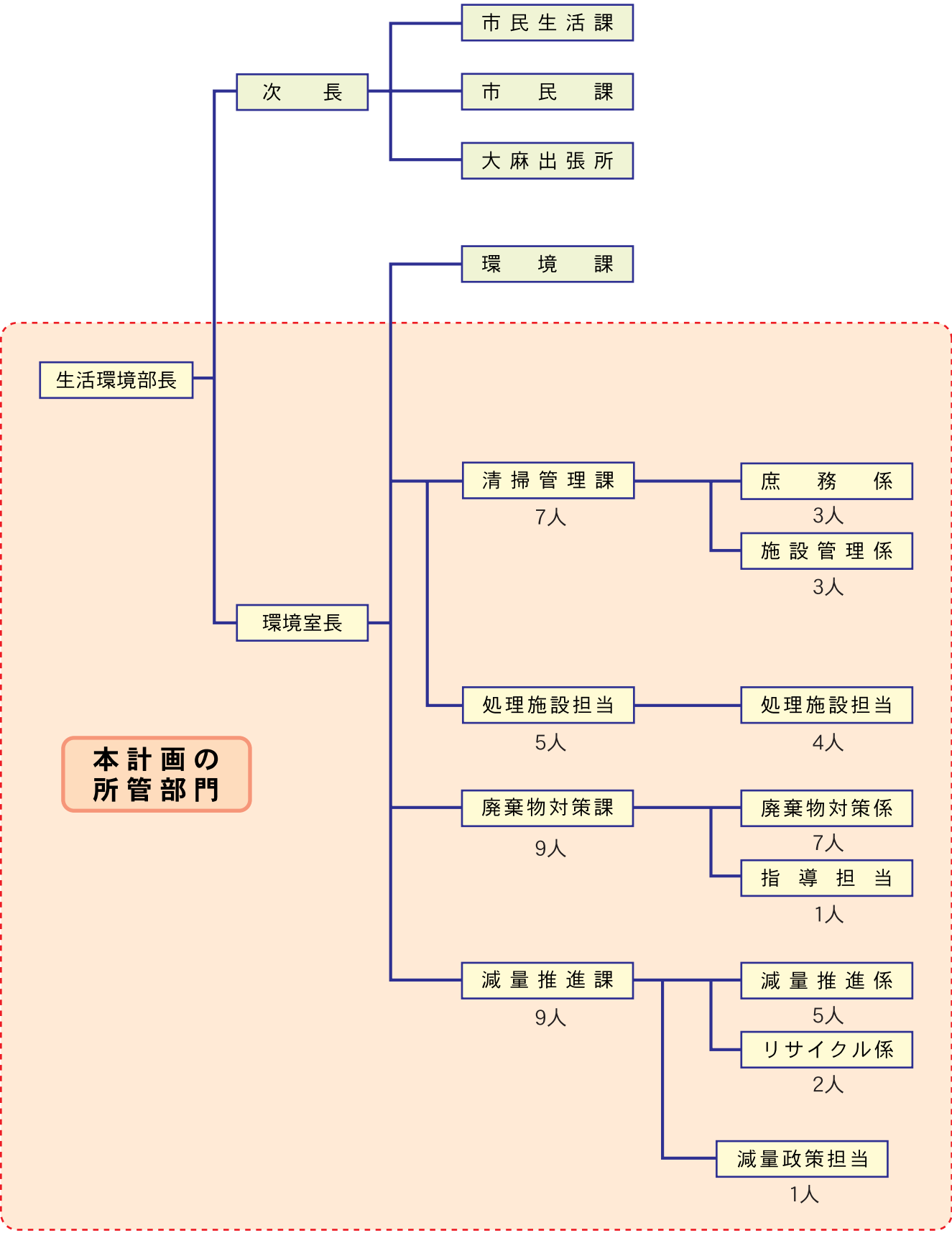
回数	日 時	議 題	備 考
1	第1回 平成21年7月14日	報告 ・江別市のごみの現状について ・札幌市のごみ有料化等近隣市の状況について ・各課の所管業務、課題等について	委嘱状交付 正副会長互選
2	第2回 平成21年11月4日	報告 ・事業系ごみに関する調査について 審議 ・新一般廃棄物処理基本計画の骨子(案)について	
3	第3回 平成21年12月18日	審議 ・新一般廃棄物処理基本計画の体系(案)について 報告 ・ごみと資源物に関する市民アンケート調査結果(抄)についてほか	
4	第4回 平成22年2月5日	報告 ・ごみと資源物に関する市民アンケート概要報告について 諮問及び諮問事項の審議 諮問事項 ・不燃ごみの収集回数の変更について ・指定ごみ袋の可燃・不燃の統合及び少量袋の新設について ・大型ごみの収集区分の新設について	先行実施施策 について諮問 ※基本計画に策定 予定の施策を先 行実施するため
5	第5回 平成22年3月24日	諮問事項の審議 ・不燃ごみの収集回数の変更について ・指定ごみ袋の可燃・不燃の統合及び少量袋の新設について ・大型ごみの収集区分の新設について	

《平成22年度》

回数	日 時	議 題	備 考
6	第1回 平成22年4月16日	諮問事項について答申案の審議及び答申 答申事項 ・ 不燃ごみの収集回数の変更について ・ 指定ごみ袋の可燃・不燃の統合及び少量袋の新設について ・ 大型ごみの収集区分の新設について	先行実施施策 について答申
7	第2回 平成22年8月6日	報告 ・ 答申事項の進捗状況について	
8	第3回 平成22年9月27日	審議 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	基本計画(案)概要説明
9	第4回 平成22年10月22日	諮問及び諮問事項の審議 諮問事項 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	基本計画策定 について諮問
10	第5回 平成22年11月16日	諮問事項の審議 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	
11	第6回 平成22年11月24日	諮問事項の審議 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	
12	第7回 平成22年12月15日	諮問事項の審議 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	
13	第8回 平成22年12月21日	諮問事項の審議及び中間取りまとめ ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	
14	第9回 平成23年2月9日	諮問事項及びパブリックコメント意見の取扱いの審議 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	
15	第10回 平成23年2月18日	諮問事項について答申案の審議及び答申 答申事項 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	基本計画策定 について答申

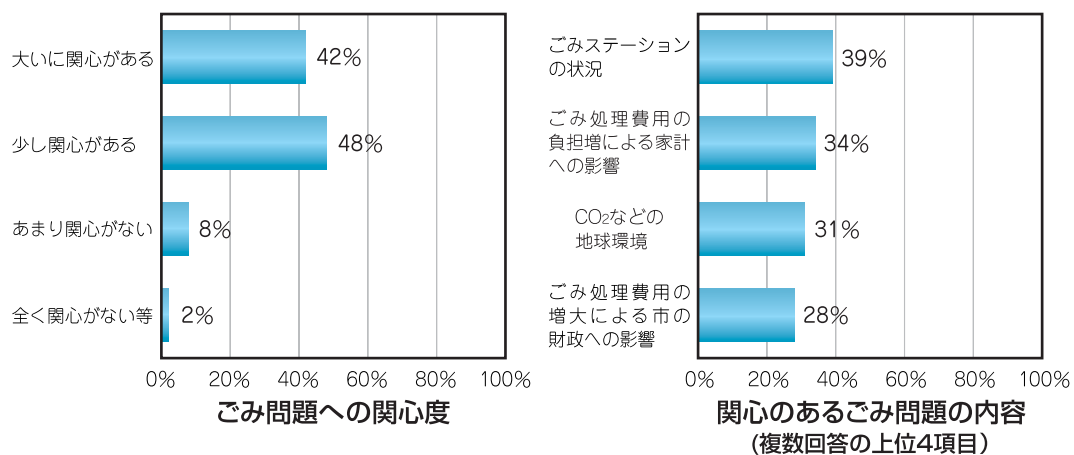
《市組織機構図》

平成23年3月

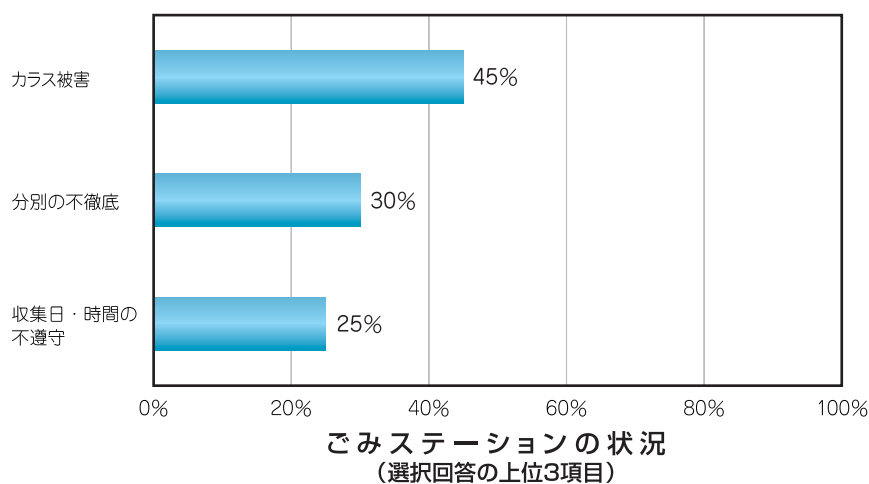


市民アンケート（28～29ページ）グラフ

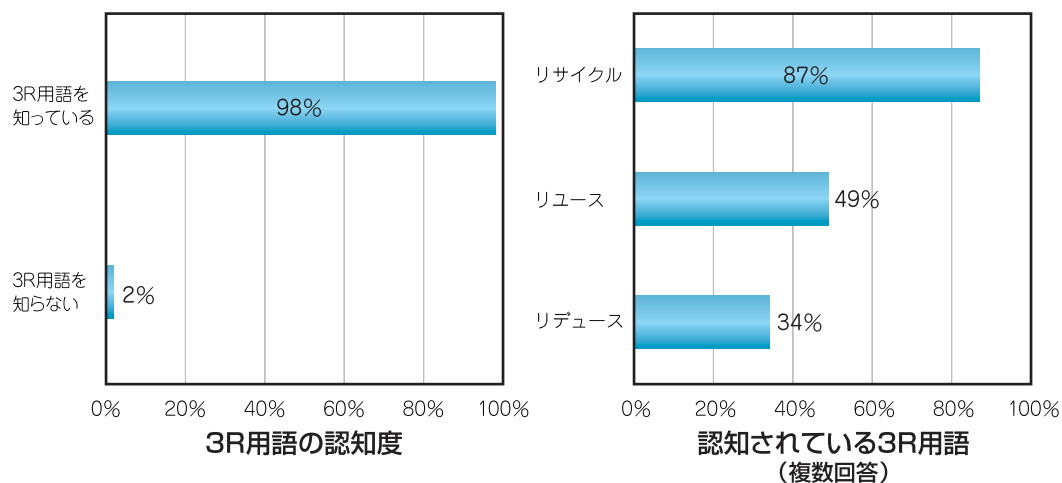
A ごみ問題への関心度



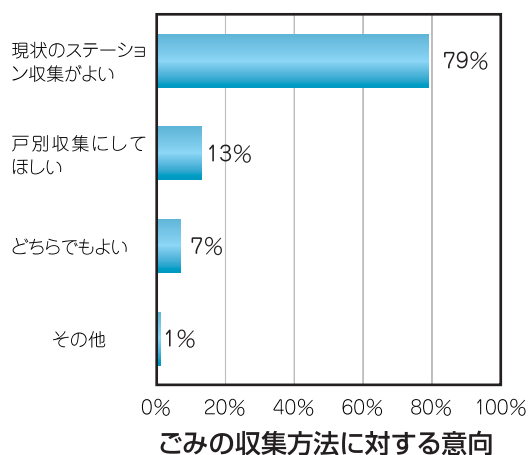
B ごみステーションの状況



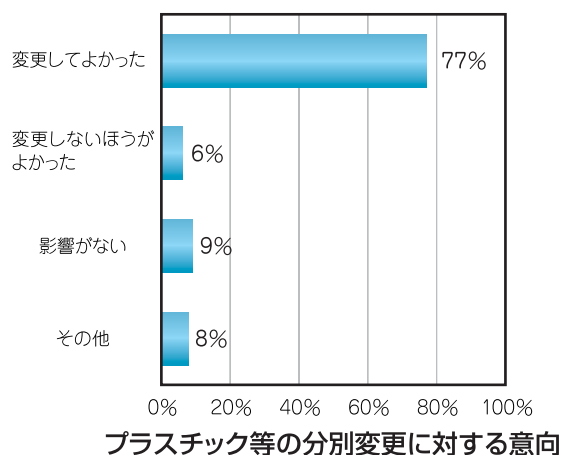
C 3R用語（リデュース・リユース・リサイクル）の認知度



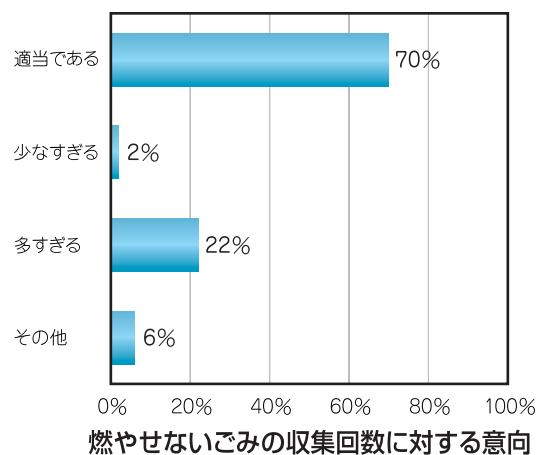
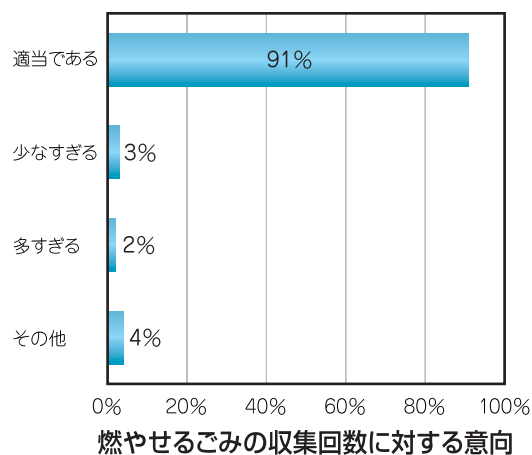
㊦ ごみの収集方式



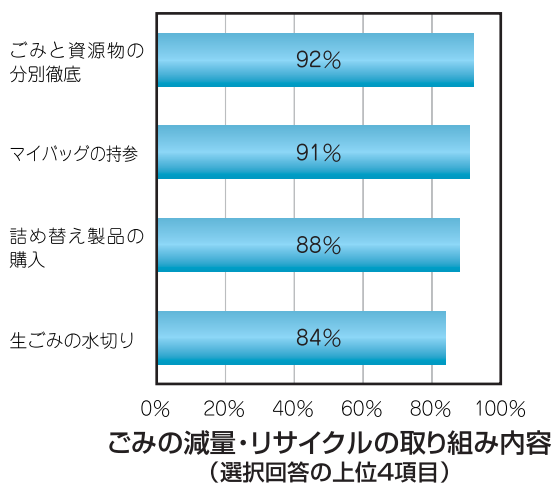
㊦ 分別区分変更の賛否



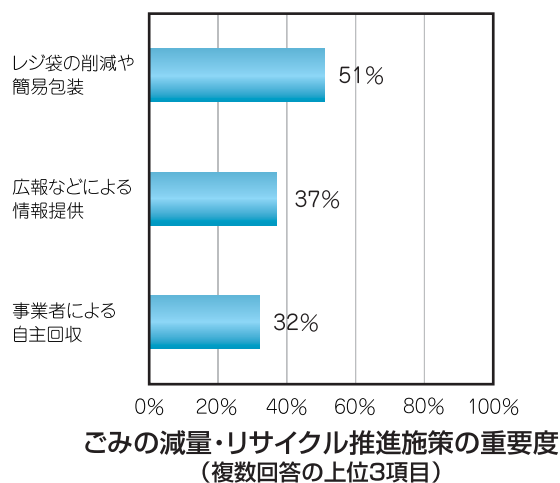
㊦ 収集回数の適否



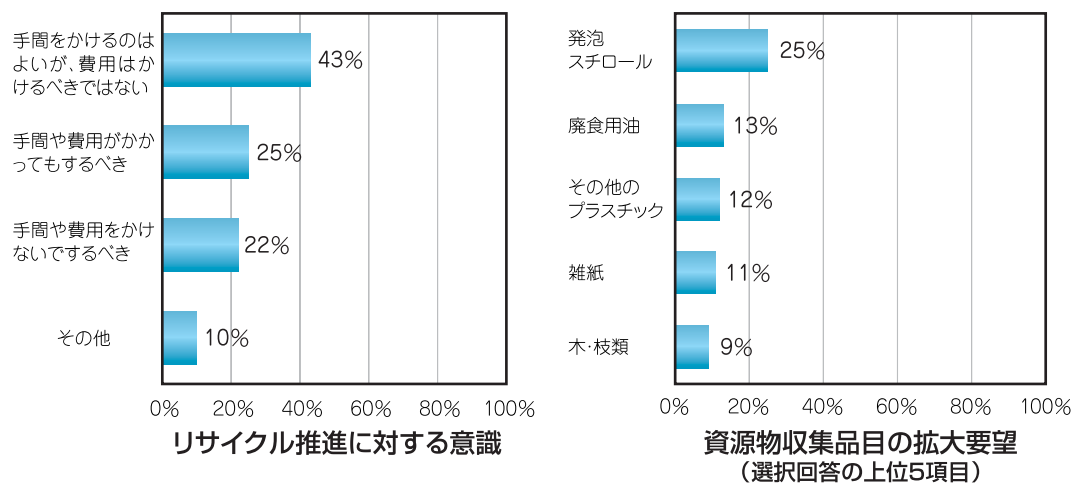
㊦ ごみの減量・リサイクルの取り組み



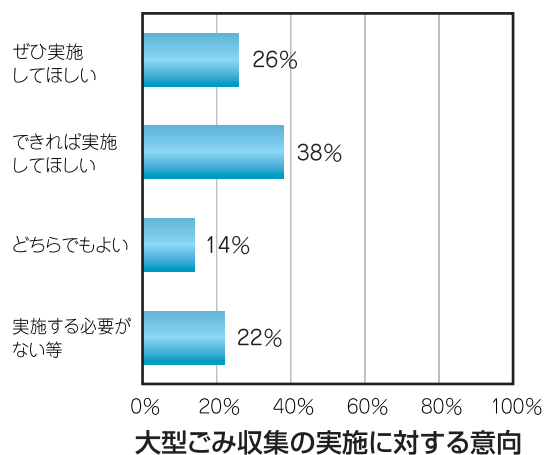
㊦ ごみの減量・リサイクル推進施策の重要度



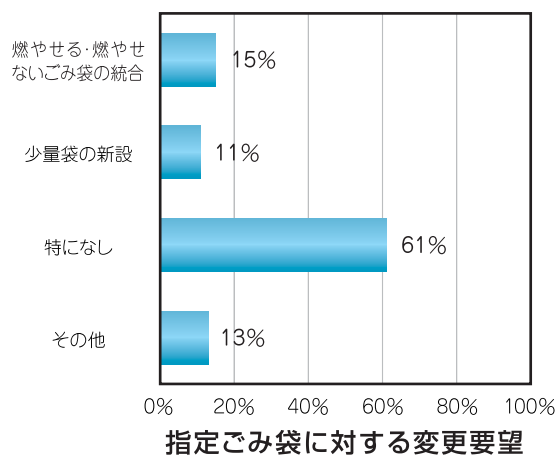
Ⅰ 分別拡大によるリサイクルの推進・分別拡大希望品目



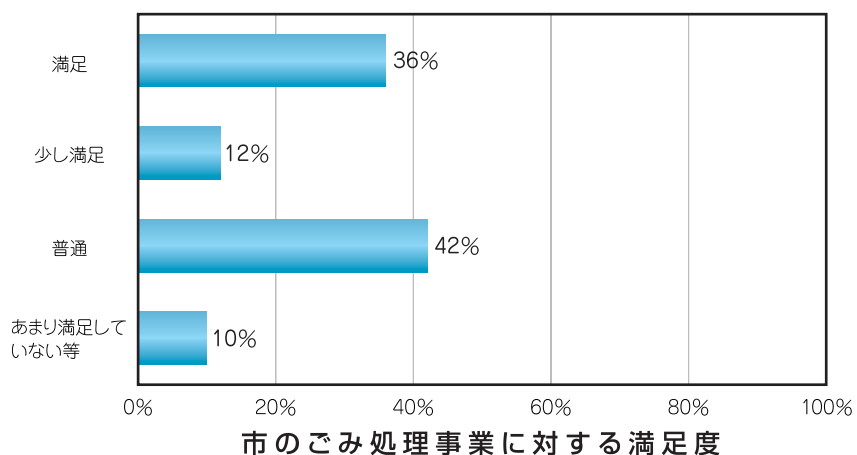
Ⅱ 大型ごみ収集実施の賛否



Ⅲ 指定ごみ袋の変更要望

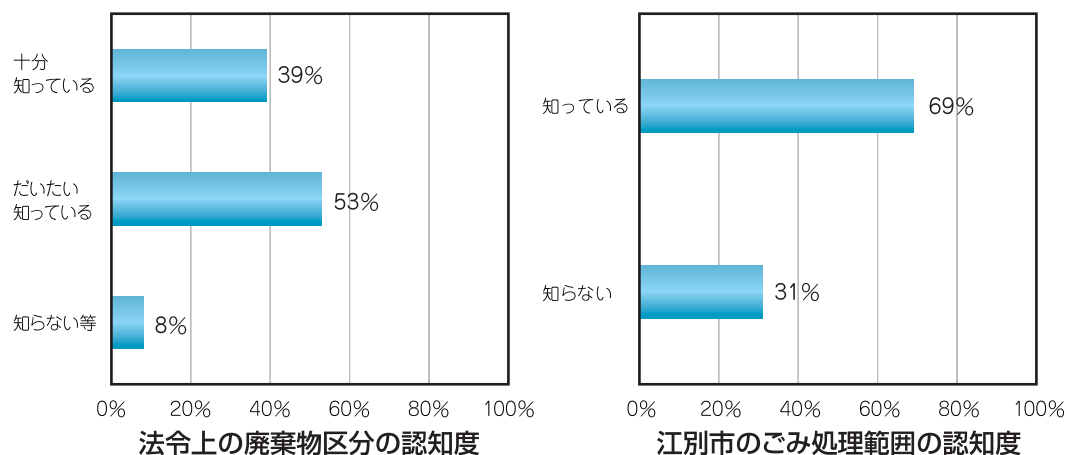


Ⅳ 清掃事業全般（ごみの収集、処分、分別、資源化）の市民満足度



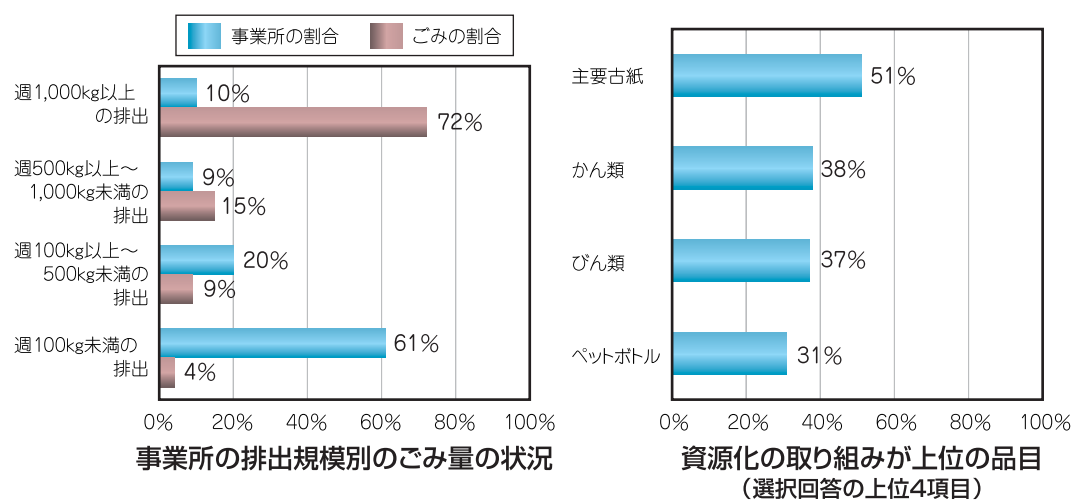
事業所アンケート（29～30ページ）グラフ

M 廃棄物区分や市のごみ処理範囲の認知度

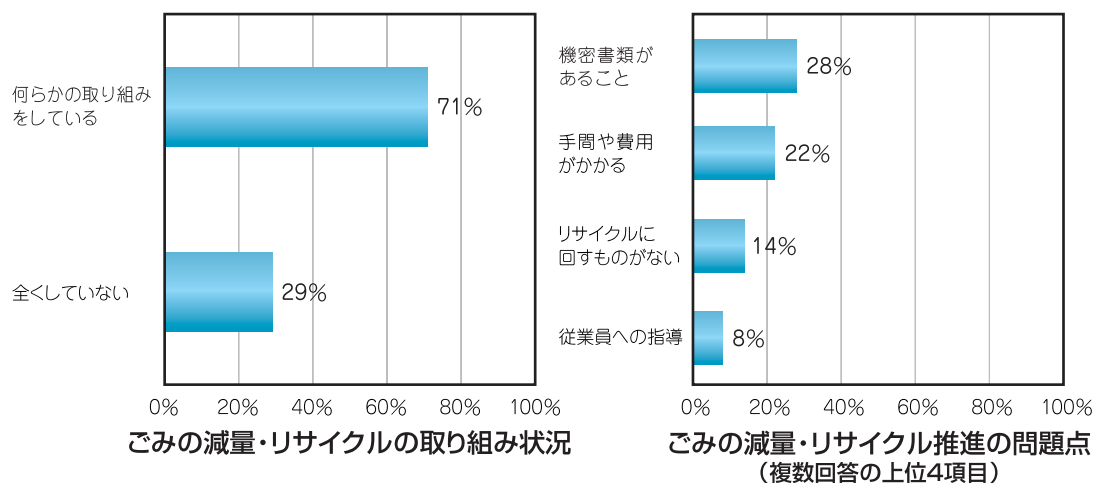


N ごみ・資源物排出量の事業所分布

O ごみ・資源物の主な処理方法



P ごみの減量、リサイクルへの取り組みや障害



江別市一般廃棄物処理基本計画

平成23年3月発行

編集・発行 江別市生活環境部環境室減量推進課
〒067-0051 江別市工栄町14番地の3
TEL (011) 383-4211
FAX (011) 382-7240
メールアドレス
seiso-genryo@city.ebetsu.lg.jp

印刷 (有)アスカ印刷

この冊子は、再生紙を使用しています。